

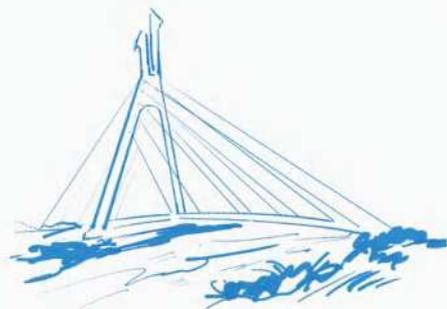
第4次越谷市 地域福祉計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）



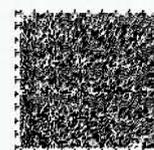
地域の新たな支え合い

～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～

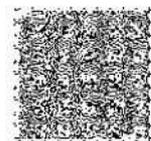


すべての市民が生涯にわたり、
すこやかに、いきいきと、人間らしく、
安心して暮らすことができる
福祉のまちを**ともに**実現する

右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。
音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで読み取ると、
音声コードに収められた情報を音声で聴くことができます。
音声コードの付近には、位置を特定するための切り欠きがあります。



(市長挨拶)



越谷市福祉憲章 (平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政等が、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくれます。)

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

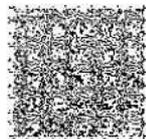
(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくれます。)

●ともに高めよう

すこやかな ころと体

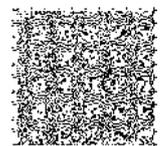
明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

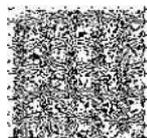
(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、ころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくれます。)



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉を取り巻く国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 現状と課題	7
1 統計でみる越谷市の状況	8
2 基礎調査結果からみえてきた課題	14
第3章 計画の方向性	21
1 地域福祉の推進に向けた視点	22
2 計画の目指す姿	23
3 基本目標	24
4 地域福祉の基本的な圏域	25
5 計画の体系	26
6 計画の達成目標	27
第4章 施策の展開	29
基本方針1-1 「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」	30
基本方針1-2 「みんなが役割やつながりをもてる地域づくり」	36
基本方針1-3 「必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり」	42
基本方針2-1 「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」	46
基本方針2-2 「社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり」	52
◆成年後見制度の普及と利用（第二期越谷市成年後見制度利用促進計画）	60
◆生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）	64
◆再犯防止に向けた活動の推進（第2次越谷市再犯防止推進計画）	68
◆重層的支援体制整備事業の推進（越谷市重層的支援体制整備事業実施計画）	72
基本方針3-1 「福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり」	76
基本方針3-2 「福祉のまちづくり」	82
※◆：地域福祉計画に内包する計画	
第5章 計画を推進するために	89
1 計画の進捗状況を図る指標について	90
2 計画の進行管理・評価	91
資料編	93
1 越谷市地域福祉計画 策定経過	94
2 計画策定体系	95
3 越谷市社会福祉審議会	96
4 越谷市地域福祉計画検討委員会	104
5 市民参加の取組	107
6 関係法令	111
7 用語集	118



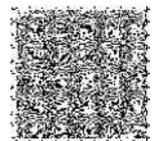


第1章 計画の概要



この章では
第4次越谷市地域福祉計画が
どのような計画なのかを
説明しています。

越谷特別市民
ガーヤちゃん



1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年より「越谷市地域福祉計画」を策定して以降、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。令和3年度には、「第3次越谷市地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を基本理念として、地域における様々な課題への対応を進めてきました。

現在、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域や家族のつながりが希薄化しています。一方で、虐待、貧困、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった複雑化・複合化した生活課題を抱える方も顕在化しています。

また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症といった予測困難な社会的変化も、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

こうした時代の変化の中、これまでの取り組みと市民ニーズの変化を踏まえた上で、本市が目指す地域福祉の姿と、多様な主体が連携・協働して取り組むべき方向性を示すものとして、新たに「第4次越谷市地域福祉計画」を策定しました。

コラム

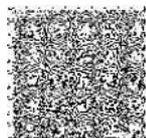
□ 地域福祉とは



毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりには様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができます。

この人と人が「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉では、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進める必要があります。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などによりライフスタイルが多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくるのが「地域福祉計画」です。



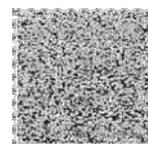
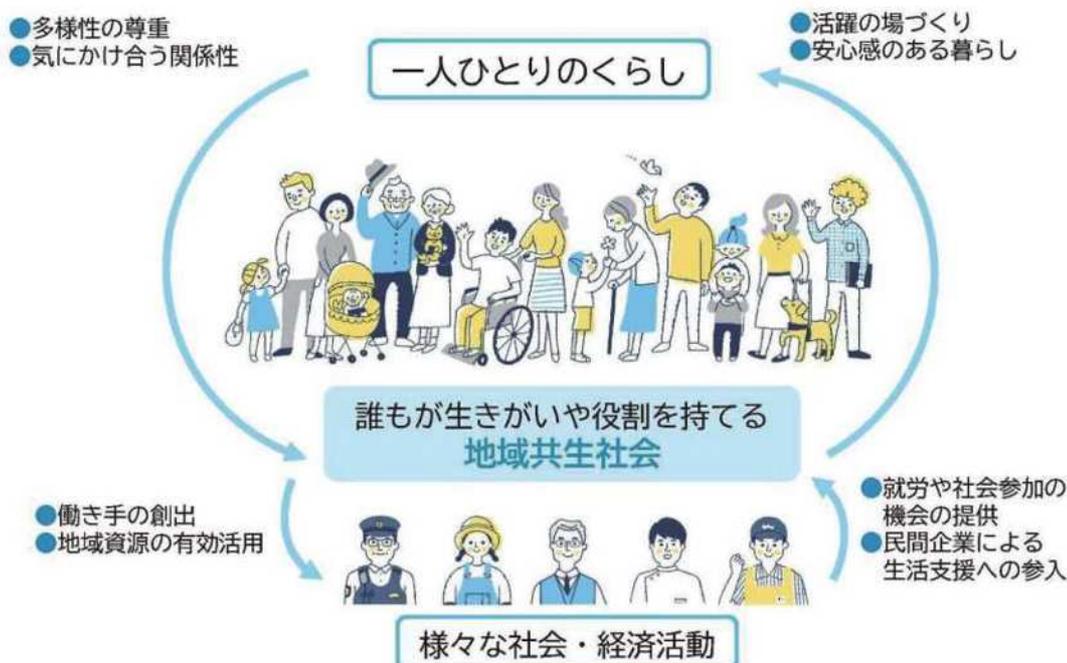
2 地域福祉を取り巻く国の動向

国は、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、「『地域共生社会』の実現」を目指した新たな取り組みを進めています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けた具体的な事業として、令和3年度に既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

また、令和5年度には、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる社会を実現するための法律である「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したほか、地域で安心して自立した生活を送れるよう、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが規定された「孤独・孤立対策推進法」が成立、令和7年度には高次脳機能障害者が尊厳を保持しつつ他者と共生することが妨げられないことを基本理念とした「高次脳機能障害者支援法」が成立しました。

【地域共生社会 イメージ図】



3 計画の位置づけ

1) 関係法令による位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市が策定する「市町村地域福祉計画」で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定しています。

2) 他計画との関係性

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として位置づけられているものです。

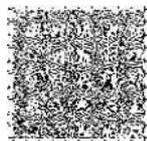
計画の策定にあたっては、社会福祉法改正などの国の動向や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、計画の実効性を高めるため、市の最上位計画である総合振興計画のほか、福祉関連計画及び防犯、環境、教育などの各種分野別計画との整合を図っています。

また、「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図った計画として策定しています。

3) 内包する計画

地域福祉計画に位置づけることが効果的とされる、「成年後見制度利用促進計画」、「生活困窮者自立支援方策」、「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。

【計画の位置づけ イメージ図】

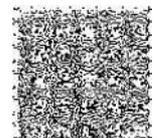


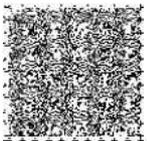
4 計画の期間

第4次計画の計画期間は、第5次総合振興計画・後期基本計画と合わせ、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、計画期間において、社会状況の変化や国、県の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合振興計画	基本構想	第5次									
	基本計画	前期					後期				
地域福祉計画		第3次					第4次				
主な福祉関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期		第11期	
	障がい者計画	第5次					第6次				
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期(障がい福祉) 第2期(障がい児福祉)		第7期(障がい福祉) 第3期(障がい児福祉)			第8期(障がい福祉) 第4期(障がい児福祉)		第9期 第5期(児)		
	子ども・子育て支援事業計画	R7~子ども計画と一体的に策定		第2期			第1期 子ども計画				第2期 子ども計画



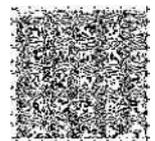


第2章 現状と課題



この章では
地域福祉の現状について
統計などを使って分析し、
そこから課題を整理しました。

※グラフの割合の端数調整を行っている
ため、各割合の合計が100%となら
ない場合があります。

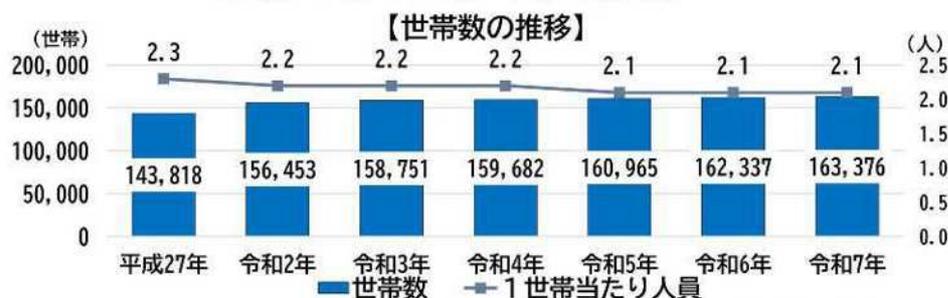


1 統計でみる越谷市の状況

1) 人口・世帯の状況

本市では令和3年以降人口は減少傾向にあり、令和7年1月1日には342,327人となっています。年齢階層別にみると15歳未満の人口が減少しており、令和3年から令和7年にかけて3,642人減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員は令和7年1月1日時点で2.1人となっています。

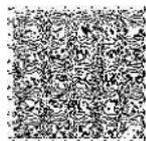
将来人口推計をみると、65歳未満の人口は減少傾向であるのに対し、65歳以上人口は増加傾向であり、高齢化率は令和8年では25.7%であるのに対し、令和17年になると28.2%にまで増加し、少子高齢化が進んでいくことが予測されます。



資料：越谷市統計年報(各年1月1日現在)



資料：令和7年度越谷市将来人口推計(各年4月1日現在)



2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和2年をピークに減少傾向です。令和5年の本市の合計特殊出生率は、1.08で、埼玉県1.14、全国1.20を下回っています。



資料：埼玉県 HP「合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）」※年齢は出産時の母の年齢

3) 外国籍市民の推移

外国籍市民の人数は増加傾向で、令和7年には前年から957人増と、4年間で最も増加しています。



資料：越谷市統計年報（各年1月1日現在）

4) 要介護（要支援）認定者数と65歳以上人口の推移

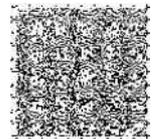
令和2年から令和6年にかけて、要介護認定者数は増加傾向で約2,800人増加しています。特に要介護2と要介護3の伸び率が顕著です。65歳以上人口については、令和3年に75歳以上人口の割合が、75歳未満の人口の割合を超えています。



資料：越谷市高齢介護部介護保険課（各年3月末現在）



資料：越谷市統計年報（各年1月1日現在）



5) 障害者手帳所持者数の推移

(身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数)

障害者手帳所持者数は、令和3年から令和7年にかけて、1,750人増加しています。身体障害者手帳所持者は令和5年以降減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。



資料：越谷市福祉部障害福祉課(各年3月末現在)

6) 生活保護世帯の推移

被保護世帯数は年々増加傾向で、4年間で約200世帯増加しています。世帯類型別にみると、高齢者世帯・障害者世帯・その他世帯が増加傾向です。

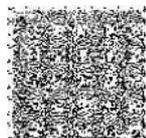


資料：越谷市統計年報(各年3月末現在)

【世帯類型別の推移】



資料：越谷市福祉部生活福祉課(各年3月末現在) ※保護停止中は除く



7) 自治会加入世帯数と加入率の推移

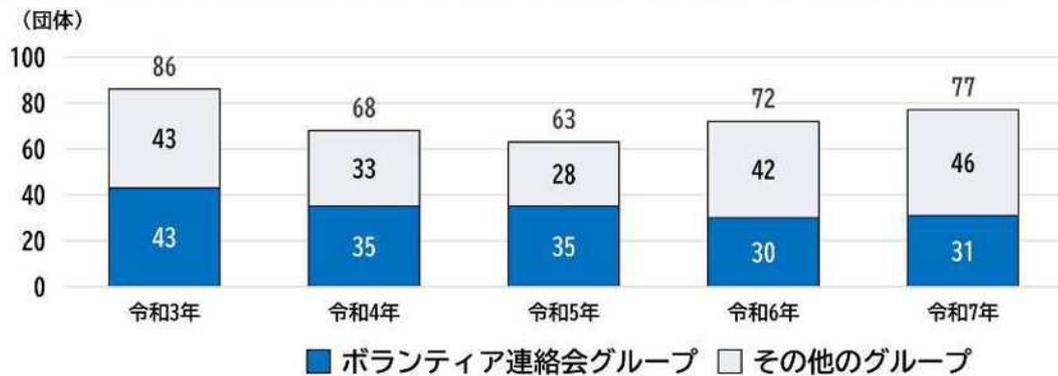
自治会加入世帯数及び加入率は減少傾向で、令和6年5月1日時点で、加入世帯数は93,797世帯、加入率は57.7%となっています。



資料：越谷市市民協働部市民活動支援課（各年5月1日現在）

8) ボランティア登録団体数の推移

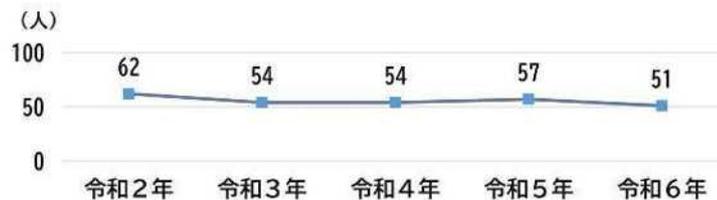
越谷市社会福祉協議会が運営しているボランティアセンター登録団体数は、令和5年度以降増加傾向です。令和7年には77団体が登録しています。



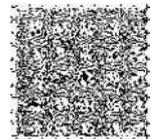
資料：越谷市ボランティアセンター（各年4月1日現在）

9) 自殺者数の推移

自殺者数は、令和5年から令和6年にかけて減少していますが、直近5年では横ばい傾向です。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年の期間：1月1日～12月31日）



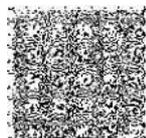
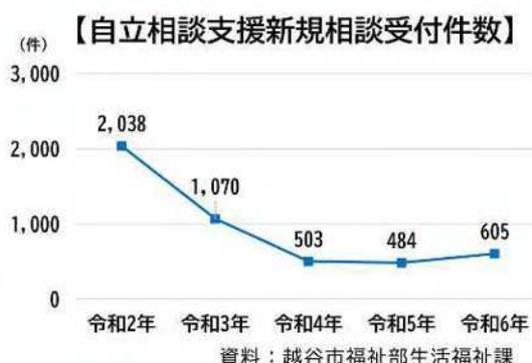
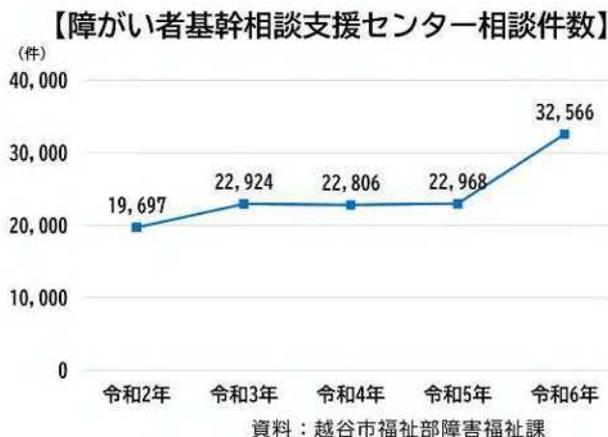
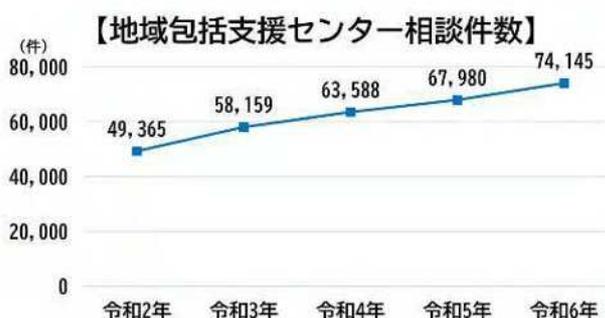
10) 越谷市の再犯率の推移

再犯率は、令和2年以降減少傾向でしたが、令和6年度には56.1%と再び増加しています。なお、再犯者数については、令和元年をピークに減少傾向となっています。



11) 相談支援関連の件数の推移（各年の期間：4月1日～3月31日）

4年間で地域包括支援センター相談件数は約1.5倍、障がい者等基幹相談支援センター相談件数は約1.7倍、こどもの虐待相談受付件数は約1.6倍といずれも増加傾向です。失業などによる経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受ける自立相談支援の新規受付件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった時期に大きく増加しました。

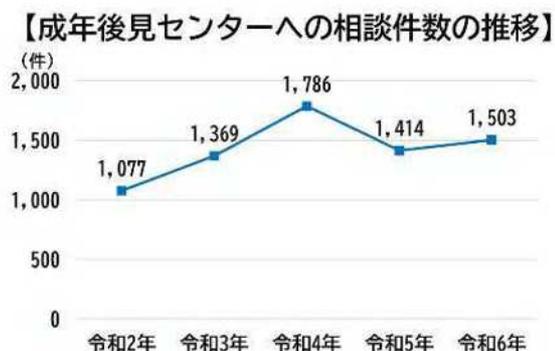


1 2) 成年後見制度の状況

成年後見制度利用者数は、令和4年の404人以降減少傾向です。成年後見センターへの相談件数は、令和2年から令和4年にかけて急増しましたが、令和5年に減少し、令和6年では再度増加しています。



資料：さいたま家庭裁判所
(各年の期間：1月1日～12月31日)

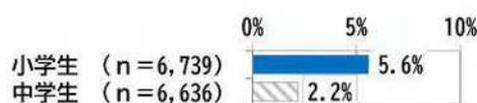


資料：越谷市成年後見センター
(各年の期間：4月1日～3月31日)

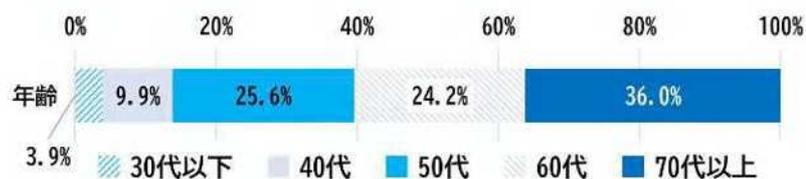
1 3) ケアラーの状況

令和5年度に実施したケアラー・ヤングケアラー実態調査によると、小学生では約6%、中学生では約2%がヤングケアラーに「あてはまる」と回答しています。ケアラーの年齢内訳では、60代以上が約60%と過半数を占めており、特に70代が36%と最も多い結果となりました。

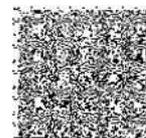
■ ヤングケアラーにあてはまる割合



■ ケアラーの年齢



資料：令和5年度ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果【ケアラー編】
※本グラフは無回答・回答不備を除いて集計しているため、割合の合計が100%と一致しません。



2 基礎調査結果からみえてきた課題

第4次地域福祉計画を策定するにあたり、計画の基礎資料として、市民や福祉関係団体、事業者の方々の意見を把握することを目的として下記の調査を実施し、アンケート結果、及びヒアリング結果で出された意見・アイデアを踏まえ課題の整理を行いました。

なお、各種基礎調査の詳細は、資料編92ページをご参照ください。

アンケート	市民アンケート調査	地域福祉に対する意識や地域での活動状況・生活課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民・団体を対象としたアンケート調査を実施しました。
	団体アンケート調査	
ヒアリング	団体ヒアリング	アンケート調査を補完するため、地域福祉に関わる団体や大学生に対するヒアリングを実施しました。
	学生ヒアリング	

1) 地域住民の見守り・支え合いや、地域活動に関して

地域の中で知り合う機会やきっかけが重要

近所との付き合いは、現状は「あいさつをする程度」ですが、「いざというときには助け合えるような関係」が望まれている一方で、知り合う機会やきっかけの不足が課題となっています。

いざというときには助け合えるような近所付き合いとなるための、地域福祉に関わる機会やきっかけが重要となっています。

地域福祉の担い手の不足解消が課題

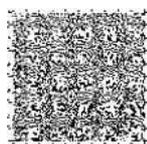
活動団体のスタッフ不足が、運営上の1番の課題となっています。一方で、地域活動に参加しやすくなるためには、「単発・短時間」「一人でも気兼ねなく参加できる」など、多様な活動の場の充実が求められています。

年代ごとに動機や参加条件が異なるため、誰もが地域で「居場所や役割がある」と感じられるような活躍の場や機会の工夫が重要となっています。

地域活動団体の活動PRや、活動のための情報共有が課題

市役所・社会福祉協議会における活動団体への支援として、団体や活動に関する「周知・PR」などが期待されています。また、活動上必要な情報の提供が、最もニーズが高くなっています。

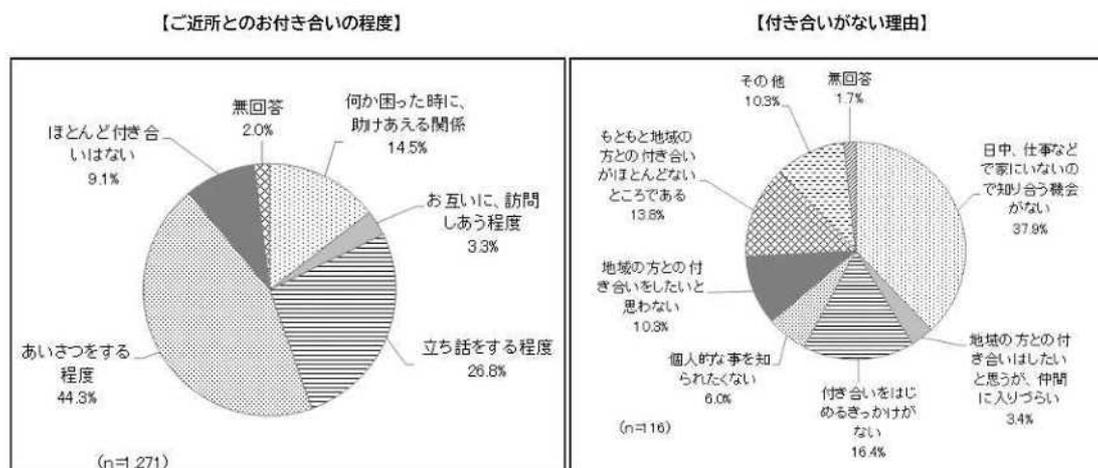
信頼性の高い媒体からの情報発信や、活動団体が必要とする情報の提供や共有の充実が期待されています。



主なアンケート調査結果

「ご近所の方との付き合いをどの程度していますか」という質問に対し、近所との付き合いは、「ほとんど付き合いはない」と回答の方が9.1%となり、前回調査の7.3%より増加しています。

付き合いがない理由として、「日中、仕事などで家にいないので知り合う機会がない」が37.9%と最も多く、次いで「付き合いをはじめのきっかけがない」が16.4%となっています。



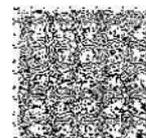
主なヒアリング結果

地域の支え合い、担い手の育成

- ・住民主体の活動を心がけている。活動に協力してくれる人を、(活動団体の中で集めるだけではなく)公募すると(思いのほか)集まる。
- ・活動に若い世代の人が参加していない。(次世代の担い手として)若手の人の参加を確保するとともに、彼らが活動しやすくなるような改善も必要だと思う。

地域での活動に参加するきっかけや動機づけ

- ・大学からの情報(掲示板、先生からの紹介)や、友人からの誘いがきっかけ。
- ・自分たちの専攻分野に関する活動や、好きなことや興味のある活動だと、自分自身の経験にもなるので、参加したくなる。
- ・活動に参加することで昼食や交通費が出るなど、何かしら有償であると、お金の面だけでなく、気持ちの面でも嬉しいし、参加しやすくなる。



2) 多様な生活課題への対応や地域内での連携に関して

身近な地域における連携・協働強化が重要

活動団体が今後連携・協力関係を深めたい団体や組織は、介護・福祉施設や医療機関、企業のような民間組織や、大学などの教育機関を含む幅広い団体や組織が挙がっています。

▶ 現在の連携・協働のつながりを活かしながらも、さらに地域の中で幅広い団体や組織など多様な担い手が必要なときに互いに連携・協働できるような取り組みが求められています。

支援が必要な人の把握、孤独・孤立の防止が課題

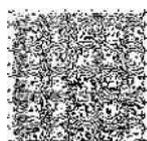
地域の中で、独居で不安を抱える人や周囲と関わりを持たない人、介護や虐待などの問題を抱える人がいます。

▶ 地域の中で周囲の人や関係者が困りごとやSOSに気がつくなどのつながりの輪や、アウトリーチ型の支援、身近な地域で相談を受けた人や組織がその先の支援などにつなげられることが重要です。

多様な生活課題や複合的な課題への支援体制が必要

生活上の困りごとなどの相談では、困りごとを複数抱えている場合が少なくないです。また、相談によっては解決に至っていないケースもみられます。

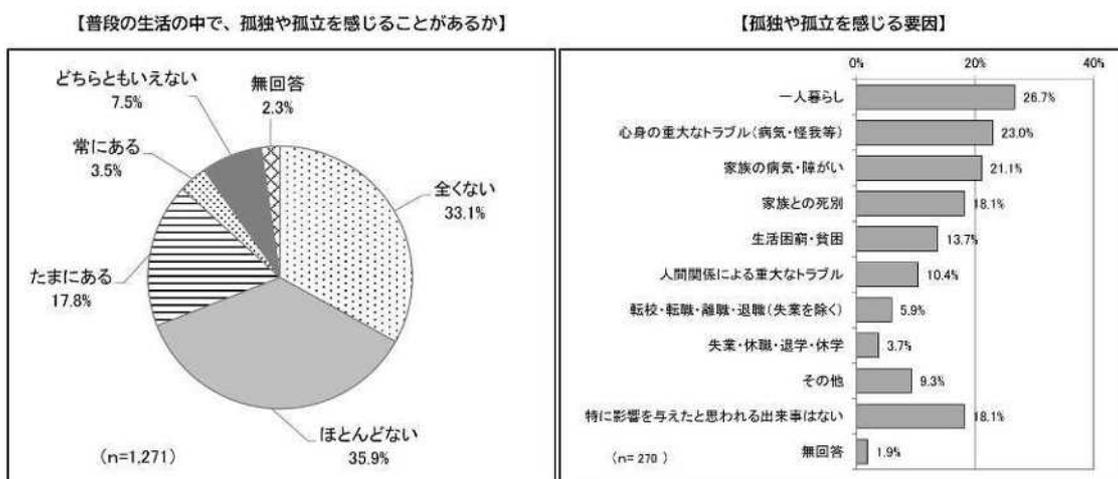
▶ 多様な課題への対応や相談先の周知、また相談を受けた組織だけで抱え込まずに適切な対応・支援とするための連携や、周知・解決に至るまでの伴走型の支援が重要となります。



主なアンケート調査結果

「普段の生活の中で、孤独や孤立を感じることはありますか」という質問に対し、「たまにある」と感じる人が17.8%（国は19.6%）、「常にある」と感じる人が3.5%（国は4.3%）となり、合わせて約5人に1人（21.3%）が、たまにまたは常に孤独や孤立を感じている結果となっています。年代別でみると、「たまにある」と「常にある」の合計の割合が最も高いのは80歳以上でした。

孤独や孤立を感じる要因は、「一人暮らし」が26.7%と最も多く、次いで「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が23.0%となっています。



主なヒアリング結果

身近な地域での相談、支援が必要な人の把握

- ・これまでに受けた相談として、家庭内の介護や単身者の生活上の困りごと、貧困で生活に困窮していることなどがある。
- ・様々な課題の相談を受けるため、（相談を受ける側が）それぞれの課題にあった支援などにつなぐ先がわかるとよい。
- ・活動する上では、情報がないとそもそも動く（解決や対応に向けた行動をおこす）ことができないため、（情報を）提供してほしい。

地域内での孤独・孤立

- ・被支援者には、干渉されたくない、地域とのつながりを面倒に感じる、などの傾向が一部ある印象である。また親子で（相互に）依存関係になっている場合もある。
- ・ひきこもり支援を行うには、長い時間をかけた付き合いと気合が必要になる。行政主導で行うよりも、孤独・孤立やひきこもりに対する支援を行っている団体を（行政として）支援する方がよいのではないかと。



3) 住み慣れた地域での生活や暮らしやすさなどに関して

暮らしや福祉に関わる情報の発信強化が重要

悩みや不安、困りごとを解決するための行政情報やお知らせは、市の広報やホームページなど、信頼性の高い媒体からの発信が重視されています。



身近に相談できる場所や機会の充実、地域活動の活性化や居場所づくりなどの取り組みに加えて、それらの情報を、信頼性の高い媒体で、気軽に入手できるような情報発信が期待されています。

住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりが必要

市内の高齢化が進む中で、買い物や移動手段などの生活課題が今後一層深刻化する恐れがあります。また、災害や犯罪への地域ぐるみの備えも求められています。



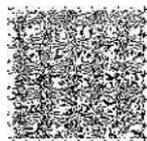
いざというときに助け合える防犯・防災の地域づくり、誰にとっても生活しやすいまち(都市環境)となるための公共交通やバリアフリーのさらなる充実に取り組んでいくことが重要となります。

住まいや仕事の支援の充実が課題

住まいや就労の支援では、住まいの確保の難しさ、就職を希望する当事者と就労内容のミスマッチなどが課題となっています。



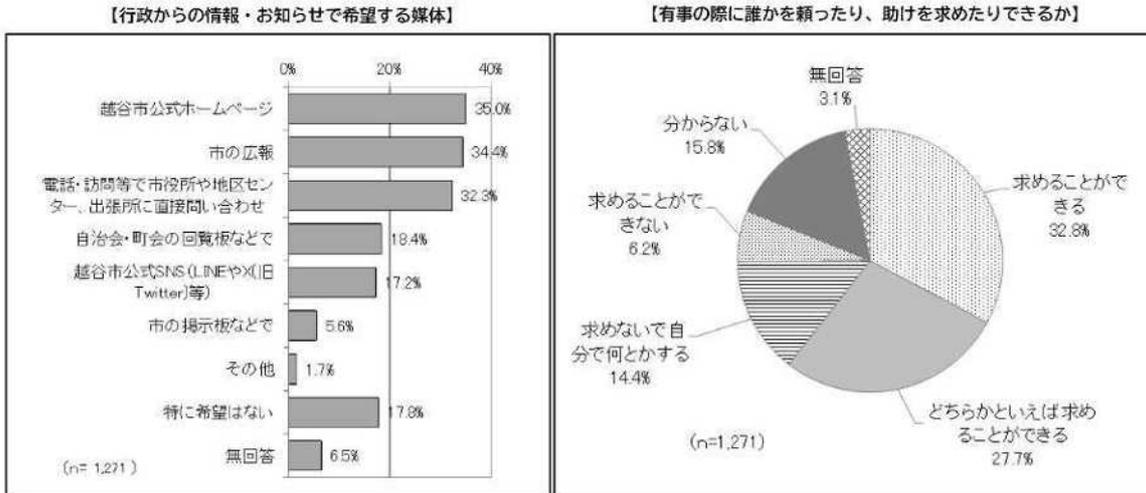
保証人がおらず入居や転居ができない人など、住まいに課題を抱える人への支援として、居住支援を充実させていくこと、当事者と仕事のマッチングや就労継続のための支援などが求められています。



主なアンケート調査結果

悩みや不安、困りごとを解決するための行政情報やお知らせを知るために希望する媒体や手段について、「越谷市公式ホームページ」が35.0%と最も多く、次いで「市の広報」が34.4%となっています。

「有事の際に誰かを頼ったり助けを求めたりすることができるか」という質問に対し、「求めることができない」と回答したのが6.2%、「分からない」と回答したのが15.8%でした。



主なヒアリング結果

福祉活動に関する認知度や情報発信

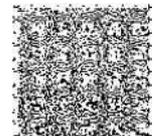
- ・自分たちの活動が口コミでしか知られない現状がある。市と連携してPRできれば、活動に関する情報を必要な人に届けやすくなるのではないかと。
- ・SNSを活用してはどうか。自治会内でも活用して情報共有を行っている。

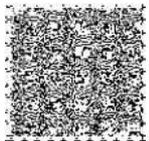
防災・防犯

- ・地元の防災組織で、(平時からの) 高齢者の見回りを行っている。
- ・個別避難計画の周知と地域内の連携を推進する必要がある。

生活しやすい環境づくり、居住支援や就労支援

- ・町内に買い物ができるスーパーがないので、買い物難民が増えている。
- ・年金生活の高齢者は、孤独死(の可能性から賃貸を躊躇する)や、収入面から保証会社の審査が通りにくいことに加え、身体的要因から物件に(トイレや建物の階数などの)制限があるなど、入居までの支援に苦慮する。
- ・就労支援では、仕事自体があっても、当事者と仕事とのマッチングが難しい。

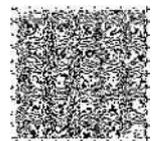




第3章 計画の方向性



この章は
計画の骨格となる
基本理念や将来像、基本目標
などを整理しています。



1 地域福祉の推進に向けた視点

1) 自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民や事業者、ボランティアといった地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。

そのため、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」
「近所の助け合いやボランティア活動などによる住民同士の支え合い（互助）」
「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」
「行政が担う公的支援（公助）」のそれぞれが連携し、日常生活の課題の解決に向けて行動することが重要です。



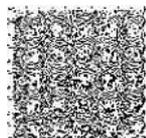
2) 市民と企業・団体、行政などの役割分担や連携による実現

地域福祉の推進に向けては、「行政による福祉サービス」と「住民相互の助け合い、支え合い活動」を平行して進めていくことが必要です。

地域の関係機関・団体、企業や大学などと行政の協働による取り組みを推進することが重要となることから、地域福祉計画においても関係者の役割分担や連携による地域福祉の実現を目指します。

3) SDGsの実現

「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すというSDGsの基本理念を踏まえ、福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本方針ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。



2 計画の目指す姿

1) 基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する

本市では、「越谷市福祉憲章(平成11年9月15日制定)」を踏まえ、「越谷市(第1次)地域福祉計画」における地域福祉推進の基本理念として、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を掲げました。

この間、地域における生活環境の変化や、それに伴う社会福祉法の一部改正などがありましたが、地域の支え合い、助け合いにより、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを目指し地域福祉を推進すべきだという考え方は、普遍的なものです。

第4次計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、越谷市福祉憲章の各項目に共有して使用する「ともに」を基本理念に取り入れ、皆でともに創りあげる地域共生社会の主旨がより強調される表現としました。

また、基本理念において、特に大切な視点(目指すまち)は次のとおりです。

①助け合い仲間が増えるまち

- 地域福祉推進における地域住民、地域活動団体、事業者、行政などの役割を明確にし、互いに協力し合う協働のまちを目指します。
- ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、誰もが地域の活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

- 一人ひとりが自立した生活を送ることができる仕組みがあり、しかも互いに自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

- 自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいを持ってハリのある生活を送れるまちを目指します。

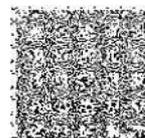
④安全で安心なまち

- 困りごとが起きたときや災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。

2) 将来像

地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～

地域福祉の将来像は、市民ニーズや地域課題が多様化する中、常に「新たな支え合い」を検討・構築していくという考え方は普遍であることから、これまでのものを継承します。



3 基本目標

1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市における基礎調査結果からみえてきた課題（14ページ参照）を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

第4次計画では、第3次計画（市民の主体的参画）の表現から、企業などの多様な主体も含めた「多様な主体による参画」とし、さらに、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育む地域の実現を目指します。

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

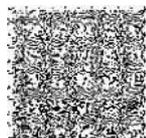
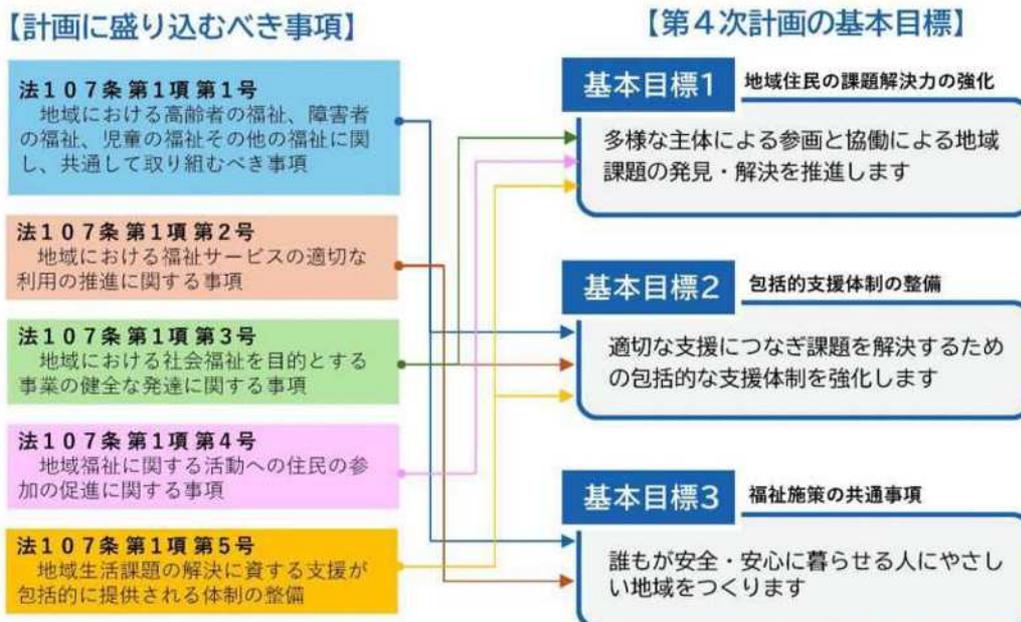
第4次計画では、第3次計画（適切な支援を受けられる）からさらに発展させ、「適切な支援につなぎ課題を解決する」とし、多様な課題に対応できる支援体制の強化を目指します。

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

第4次計画では、第3次計画（安全・安心に暮らせる地域）からさらに充実させ、福祉サービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりを実現する内容とします。

2) 計画に盛り込むべき事項と基本目標との対応

社会福祉法第107条第1項では、各号に掲げる5つの事項を一体的に定めるよう努めることとされており、各基本目標との対応は下図のとおりとなります。



4 地域福祉の基本的な圏域

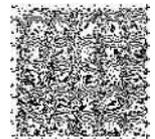
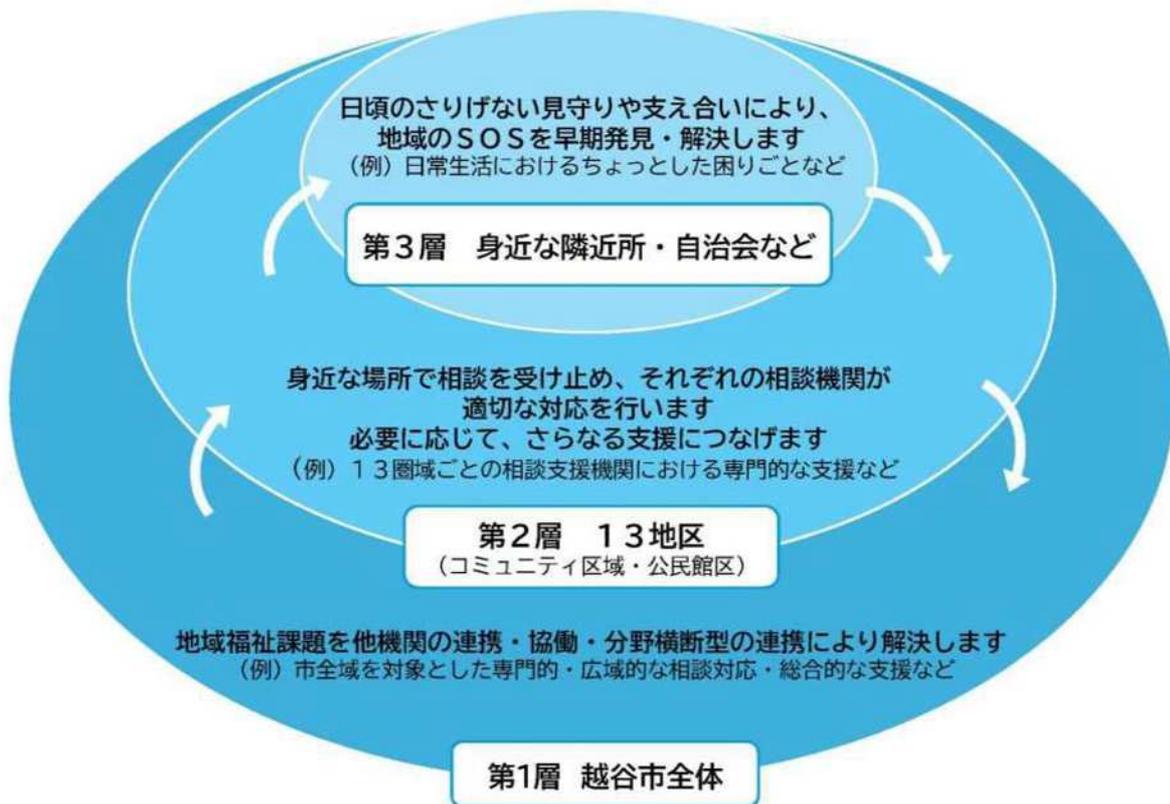
地域福祉の取り組みを進めていくにあたっては、市民に身近な隣近所や自治会などの活動から、越谷市全体の活動まで、取り組み内容によって、その対象となる適切な範囲が異なってくることから、重層的な地域づくりが求められます。

そこで、本市では次の3つの階層を基本的な単位として、地域福祉を推進していきます。

第1層は、越谷市全体です。市内における多機関の連携・協働や、庁内における分野横断型の連携などの取り組みを通じ、地域福祉課題を解決します。

第2層は、本市の地域福祉の基本的な圏域である13地区（コミュニティ区域）です。身近な場所で相談を受け止め、相談内容に応じて各相談機関が適切な対応を行います。また、そこで解決が困難な場合は、必要に応じてさらなる支援につなげます。

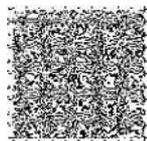
第3層は、身近な隣近所・自治会などです。日頃のなにげない見守りや支え合いのある関係づくりを進め、身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。



5 計画の体系

第4次計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、7つの基本方針、15の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。

基本理念	基本目標	基本方針	施策
すべての市民が生涯にわたり、安心して暮らすことができる福祉のまちを、いきいきと、人間らしく、実現する	1 多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します	1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い地域で活躍できる機会づくり	1-1-1 市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上
			1-1-2 地域で活躍する人財の確保と育成
		1-2 みんなが役割やつながりをもてる地域づくり	1-2-1 地域における交流や多様な活動の場の充実
	1-2-2 地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実		
	1-3 必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり	1-3-1 身近な地域における連携強化	
		2-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり	2-1-1 複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実
			2-1-2 適切な支援につなぐための庁内外の連携強化
	2-2 社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり	2-2-1 身近な地域で相談できる場や機会の充実	
		2-2-2 支援が必要な人を把握するための連携強化	
2-2-3 権利擁護と虐待防止のための仕組みの充実			
3 誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります	3-1 福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり	3-1-1 必要な情報を届けるための情報発信の充実	
		3-1-2 福祉サービスの質の向上	
	3-2 福祉のまちづくり	3-2-1 地域力を活かした防犯・防災対策の推進	
		3-2-2 生活しやすい環境づくりの推進	
		3-2-3 住まいや仕事に関する支援の強化・充実	



6 計画の達成目標

第4次計画は、3つの基本目標の達成を図るための指標として3つの達成目標を設定します。各目標に位置づけられた事業を推進し、計画期間での達成目標到達を目指していきます。(具体的な計画の推進体制については、89ページの「5章 計画を推進するために」を参照してください。)

【基本目標1】

多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

指標名	地域活動に参加している市民の割合	
	現状値	目標値
	49%	60%
指標解説	「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育む地域の実現を目指し、地域活動に参加している(したことがある)市民の方の増加を目指します。	

【基本目標2】

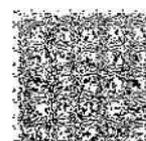
適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

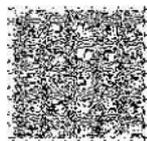
指標名	困りごとを相談できる相手がいる市民の割合	
	現状値	目標値
	95%	98%
指標解説	多様な課題に対応できる支援体制の強化を目指し、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した市民の割合の増加を目指します。	

【基本目標3】

誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります。

指標名	定住したいと思う市民の割合	
	現状値	目標値
	77.6%	82%
指標解説	福祉サービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりの実現を目指し、今後も現在のところに住み続けたいと思うと回答した市民の割合の増加を目指します。	



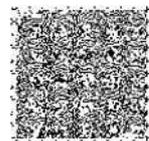


第4章 施策の展開



この章では
基本方針ごとに
計画の目指す姿や評価指標
などを整理しています。

※グラフの割合の端数調整を行っている
ため、各割合の合計が100%となら
ない場合があります。



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

目指す姿

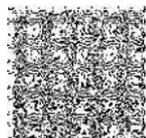
- 世代や属性に関わらず互いに尊重し合い、住民や地域組織、企業などの多様な主体が、地域に関心を持ち、地域福祉に関する理解を深め、参画できる機会が充実している。
- 一人ひとりが得意なことや好きなことなどを活かし、地域の中で支え合える体制が整備されている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 地域の資源や課題を明らかにするとともに、住民自らの地域課題の解決力を高める取り組みとして、地区版福祉SOSゲームを市内13地区で行いました。
- 介護予防活動の中心となる介護予防リーダーを養成し、地域の「通いの場」として、これまで52団体がたちあがりしました。

○ 課題

- ◆ 福祉に関する意識の啓発が必要です。
 - ・地域での活動は、前回調査と比較し、自治会などの行事で活動する人の割合が増加している反面、市の施設や福祉施設などでの活動の割合は減少しています。また、特に何も行っていない人も41.5%と多く、多くの人に地域の活動の大切さや面白さを知っていただく必要があります。
- ◆ ボランティア活動のさらなる周知と、参加しやすい環境づくりが必要です。
 - ・ボランティア活動への参加経験は前回調査と比較して4.5ポイント増加しましたが、「今までに活動したことはない」方は、全体の75%を占めています。
 - ・参加しない理由としては、前回計画調査時と同様、「仕事や学業などで忙しく時間がないから」、「どのような活動があるのか知らないから」などがあげられます。そのため、忙しい人でも参加しやすくする工夫や、活動内容を分かりやすくするなど、活動に参加しやすい環境を整備していく取り組みが必要です。
- ◆ 地域活動に参加するきっかけづくりが必要です。
 - ・地域のボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア活動などに対してポイントを付与する事業などを通じて、地域活動に参加するきっかけをつくる必要があります。

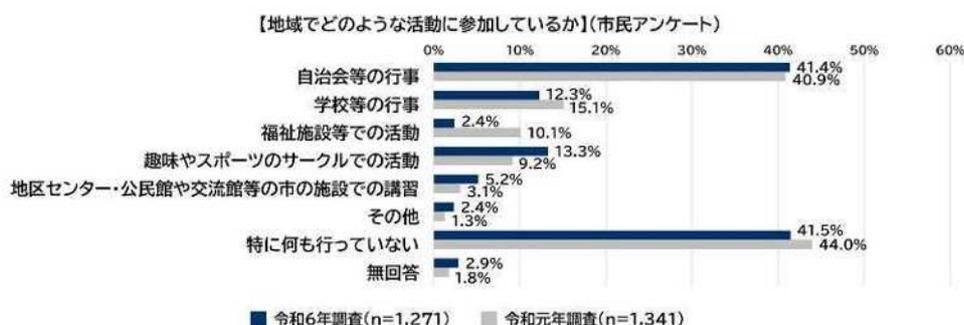


活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
福祉SOSゲーム研修会の実施件数	累計 34件	累計 100件
地域住民の課題解決力向上に資する福祉SOSゲーム研修会の実施件数の増加を目指します。		
認知症サポーター養成数	累計 55,882人	累計 67,000人
認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成数の増加を目指します。		

■第3次計画策定時の調査結果と同様、約4割の方が「特に何も行ってない」と回答しています。

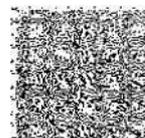


■約7割の方がボランティア活動等を「今までに活動したことはない」と回答しています。



*前回調査、「現在活動している」に、「現在活動しているが、その他に、以前活動していて今はやめた活動もある」を加えている。

■ボランティア等活動に参加しない理由として、約26%が「どのような活動があるのかわからないから」と回答しています。



施策 1-1-1

市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上

○ 施策の方向性

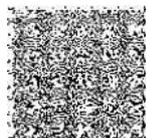
- 地域住民一人ひとりが主体的に考え行動することができるよう、地域福祉に対する理解と関心を深める研修や学習の機会を充実させます。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な立場（高齢・障がい・こども・困窮など）を理解し、地域課題の解決力の向上を目指しましょう。 ・ 地域福祉に関心を持ち、自ら学ぶ機会をつくりましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市で実施する出張講座などを活用し、地域の抱える課題への理解を深め、地域で必要な取り組みを実践しましょう。 ・ 男女共同参画支援センター登録団体などの地域で活動する団体と協力し、地域への啓発活動などを推進しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉への関心を高め、地域の課題解決力の向上を推進するため、各種出張講座の開催や専門家の派遣を実施します。 ・ 福祉教育の推進や福祉につながる意識啓発を実施します。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域の課題解決力の向上を推進する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉SOSゲームの周知・啓発 ・ 福祉に関する各種出張講座の実施
福祉教育の推進及び福祉につながる意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における福祉教育の推進（道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習など） ・ 各種学級講座の実施（子育て講座、両親・母親学級など） ・ 人権啓発の推進 ・ 男女共同参画の推進 ・ 多文化共生の地域づくりの推進



施策1-1-2

地域で活躍する人財[※]の確保と育成

※人は財産であるという考え方にに基づき、「人財」という表記を使用しています。

施策の方向性

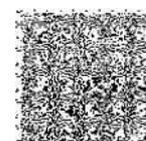
- 地域福祉活動の中核を担う人財を育成することで、地域住民の支え合い活動を支援します。

各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・関心のある地域の活動や研修に参加しましょう。 ・お互いに助け合って生活していける地域づくりを目指しましょう。 ・困りごとを抱える人がいたら、話を傾聴し、思いを受け止めましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を把握し、必要な支援につなぎましょう。 ・各種講座や支え合い活動を地域に展開し、新たな担い手を発見しましょう。 ・その人らしく暮らし続けられるよう、個人の意思やその家族の思いや悩みを理解し、地域で支えましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の中核を担う人財を育成するため、様々な研修や事業を実施します。 ・地域で活動する人を増やしていくための仕組みづくりを充実させ、地域住民による支え合い活動を推進します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域で主体的に活躍する人財の確保、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の促進 ・民生委員・児童委員の担い手確保 ・各種養成講座の実施（認知症サポーター、生活支援サービスの担い手、ゲートキーパー、食生活改善推進員、生涯学習リーダー・ボランティアなど） ・介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進
地域住民による支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力 ・ファミリー・サポート・センターの利用促進 ・越谷きらきらポイントの推進 ・介護支援ボランティアの養成 ・地域支え合い推進員の養成



ガイド

地域福祉に関する講座・研修一覧

地域福祉に関する理解と関心を深めることを目的とした各種講座の開催や、実際に地域福祉活動をする際に必要な知識やスキルを身につける養成講座・研修を開催しています。

□ 福祉の知識を深め、普段の生活や地域での生活に役立ててみませんか？

暮らしに役立つ情報や専門的な知識など、市職員が地域の集会や団体の会議などに伺い、分かりやすく講義しています。

分類	講座名（サブタイトル・内容）	こんな人におすすめ	担当課
①高齢	スマホアプリを活用した高齢者の健康事業「きらぼ」	スマートフォンを使って健康づくりに取り組みたい高齢者の方	高齢福祉課
②障がい	手話いいね！（手話言語条例について）	手話に関心がある方やコミュニケーションの幅を広げたい方	障害福祉課
③こども	今さら聞けない保育園・幼稚園事情	保育園・幼稚園の利用を考えている方	保育支援課
④困窮	生活保護制度	制度に関心がある方や支援者の方	生活福祉課
⑤地域	福祉SOSゲームの研修について	地域の社会資源を学びたい方や支援者の方	高齢福祉課
⑥防犯・防災	防犯講話（防犯パトロールアドバイザーによる講話）	地域の防犯に関心がある方	防犯・交通安全室
	災害への備え（避難行動要支援者支援制度）	災害時に配慮が必要な方への対応に関心がある方や地域の支援者の方	危機管理室
⑦健康	ひきこもり相談支援について	ひきこもり家族を抱える方や地域の支援者の方	こころの健康支援室

上記一覧のほか、越谷市では様々な講座を実施しているので、越谷市ホームページにて、最新の講座メニューをご確認ください。



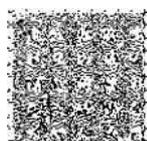
越谷市ホームページ

□ 地域で活躍する担い手として、活動してみませんか？

地域福祉活動の中核を担う人財を育成するための様々な講座や研修を実施しています。

分類	講座・研修名	こんな人におすすめ	担当課
①高齢	認知症サポーター養成講座	認知症について理解を深めたい方や地域で支え合いたい方	地域包括ケア課
	介護予防リーダー養成講座	地域で介護予防活動を実施していきたい方	地域包括ケア課
	生活支援サービスの担い手養成研修	高齢者の日常生活支援を実施していきたい方	高齢福祉課
②防災	災害時外国人支援サポーター養成講座	災害時に外国人を支援していきたい方	市民活動支援課
③健康	ゲートキーパー研修	悩んでいる方への支援を学びたい方	こころの健康支援室
	食生活改善推進員養成講座	地域の食生活を支えていきたい方	健康づくり推進課
④学習	生涯学習リーダー養成講座	地域で活躍する指導者やボランティア活動等に関する知識の習得や資質の向上を図りたい方	生涯学習課

各種養成講座・研修の申込みについては、各担当課にお問い合わせください。



コラム

□ きらぽ (越谷きらきらポイント)



越谷きらきらポイント、通称「きらぽ」は、市内在住の65歳以上を対象に、スマートフォンアプリを使って、歩いたり、脳トレしたり、市のイベントに参加したりすることで、健康づくりをしながらポイントをためることが出来る事業です。

※きらぽの始め方については、
市ホームページをご確認ください。
HP 番号：69096

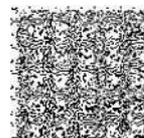


コラム

□ 小中学校における福祉教育



市内の小中学校では、「福祉教育資料集」を活用し、各校において福祉体験活動実施への支援を行うとともに、総合的な学習の時間において、高齢者疑似体験・車椅子体験・白杖体験などの体験活動を実施し、体験を通して福祉への理解を深め、児童生徒の豊かな心や他者を思いやる心を育てています。



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-2 みんなが役割やつながりをもてる地域づくり

目指す姿

- 交流できる機会や場所を地域住民などが活用して、みんながつながりをもてる地域になっている。
- 地域活動への参加が促進され、地域で活動する団体の取り組みが円滑に行われている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 地域の方がつながりをもてるような地域の交流・活動の場として、地区センター・公民館や老人福祉センター、障害者福祉センターなど多様な公共施設などの機能の充実に努めています。
- 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」の開催による、こどもを中心とした地域交流や、「ふれあいの日」の開催による、障がいのある方との地域交流など、様々な交流の場の確保に努めています。
- 地域活動団体や自治会などへの活動支援を通じて地域活動の活性化を図っています。

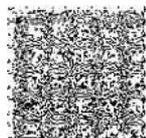
○ 課題

◆ 市民の交流・活動の場づくりと参加しやすい仕組みが必要です。

- ・地域活動を広げるために必要なこととして、「単発・短時間で参加できる活動を増やす」が35.0%、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」が34.0%と活動の参加の形態に多様な形を求めていることがわかります。一方、団体アンケートの結果では、「身近な地域（自宅の近くなど）で活動に参加できる機会を増やす」が35.3%と活動の場所に着目する結果となっています。

◆ 活動する団体のスタッフの確保と情報提供・理解が必要です。

- ・地域活動を行う上での課題としては、「スタッフが不足している」が47.0%と最も多くなっています。また、支援を必要とする人の情報不足や、市民の方の団体活動への理解不足も課題となっています。そのため、地域活動をより充実させるためには、地域活動団体への活動支援と、その活動の情報を必要とする人へ広く知らせていくための支援が必要です。また、NPO法人を対象を絞って地域活動を行う上での課題を聞くと、「活動資金の調達に苦労している」が50.0%と2番目に多くなっています。そのため、今後はクラウドファンディングなど、団体の活動資金の確保を支援する仕組みを充実していくことが必要です。



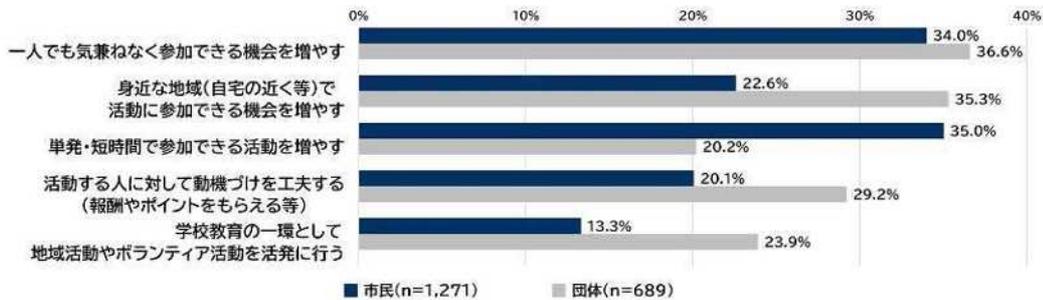
活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域福祉活動に携わる団体数	630団体	660団体
各福祉分野における住民主体の地域福祉活動に携わる団体数の増加を目指します。		
老人福祉センターの利用者数	年間 238,468人	年間 300,000人
高齢福祉の増進を図ることを目的に設置された市内4館の老人福祉センター利用者の増加を目指します。		
「こどもの居場所」の数	21か所	29か所
子ども食堂や学習支援施設など、こどもが家でも学校でもなく居場所と思えるような場所の増加を目指します。		

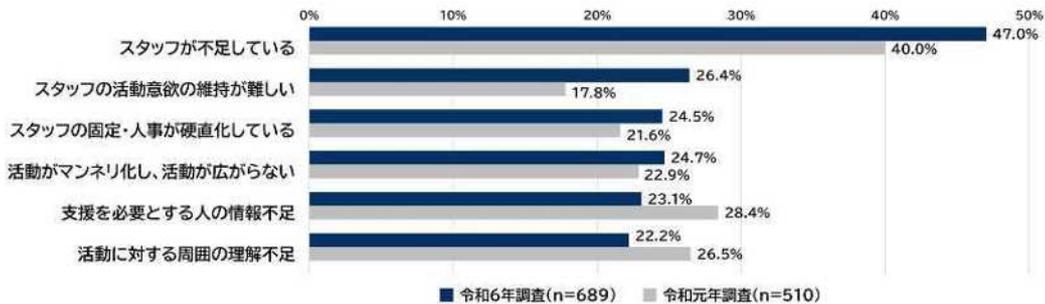
■ ボランティアやNPO活動を広げるために必要なこととして、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」や「身近な地域で活動に参加できる機会を増やす」の回答割合が高くなっています。

【ボランティアやNPO活動を広げるために必要なこと(上位5つ)】(市民・団体アンケート)



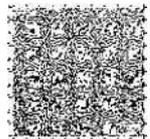
■ 地域活動を行う上での課題として、「スタッフが不足している」が47.0%と最も高くなっています。

【地域活動を行う上での課題(上位6つ)】(団体アンケート)



■ NPO法人が地域活動を行う上での課題に、「活動資金の調達に苦労している」が2番目に高くなっています。

【地域活動を行う上での課題】(団体アンケート・NPOのみ)



施策1-2-1

地域における交流や多様な活動の場の充実

施策の方向性

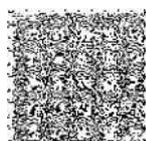
- 高齢者、障がい者、子ども、地域の福祉に関わる方が、様々な交流の場やイベントに参加できるように支援します。また、認知症や障がいなどへの理解を深めることで、地域共生社会の実現に向けて、互いに助け合い、つながり合える関係性を醸成します。

各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関心のある交流や活動の場へ参加し、地域の人との交流の輪を広げましょう。 ・ 交流・活動を通じて認知症や障がいなどへの理解を深めましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な交流事業への運営に参加し、市民同士が世代の違いや障がい、認知症などの有無にかかわらず交流できる機会づくりに協力しましょう。 ・ 交流の場を提供し、福祉への理解を深め、地域全体で支える機運を醸成しましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場やイベントを活用した様々な人々の交流促進を図ります。 ・ 高齢者や障がいのある方などに配慮した、お互いが交流できる場を提供します。

市の主な取り組み(事業)

取り組み	内容
地域の交流の促進、多様な活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代交流の場づくりの推進 (地区センター・公民館、自治会館、市民活動支援センターなど) ・ 高齢者などの交流の場づくりの推進 (老人福祉センター、「ふらっと」など) ・ 障がい者などの交流の場づくりの推進 (こぼと館、しらこぼとなど) ・ 「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進 ・ 子育て世代の交流の場づくりの推進 (保育所、子育てサロン、地域子育て支援センター、保育ステーション、児童館など) ・ 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を通じた地域交流の促進 ・ プレーパーク事業の推進 ・ 放課後子ども教室事業の推進



コラム

□ 地域の多様な活動の場



地区センター・公民館

地区センター・公民館は、市内13か所にあり、コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点施設となるほか、地区からのまちづくり事業の推進、証明書発行業務、自治会・コミュニティ相談などの相談業務などを行っています。

施設内には、会議室・和室・調理室などがあり、クラブやサークルなどの自主活動をはじめ、市民の皆さんの様々な活動でご利用することができます。



老人福祉センター

60歳以上の市民の方々を対象に、憩いとやすらぎの場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設置している施設です。



障害者福祉センターこぼと館

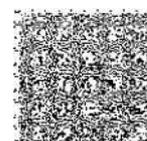
障がい者の各種相談に応じるとともに、教養の向上や社会との交流を促進することを目的とし、創作的活動や音楽活動などに関する講座や教室を実施しています。また、障がいに対する理解を促進するためのイベントや支援者の育成を図る講習会なども実施しています。



子育てサロン

子育ての悩みを相談したり、集まった子育て中のかた同士がおしゃべりしたり、楽しく交流できます。

雨の日でも安心して遊べますので、ぜひ気軽にお立ち寄りください。



施策1-2-2

地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実

○ 施策の方向性

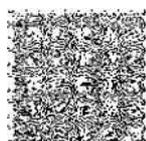
- 地域の担い手に関する情報を積極的に発信し、団体の活動に役立てられるよう支援します。また、活動の場の提供や団体間の連絡調整、活動資金の支援など、団体運営を支える取り組みを推進し、地域活動団体の支援と情報発信の充実を図ります。

○ 各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体の取り組みや情報に関心を持ち、自分にできる形で参加や協力をしていきましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体の活動内容を多くの人に知ってもらうため、積極的に情報発信しましょう。 ・団体活動を通じた地域課題の解決や、子育て支援、こどもの居場所づくりなど、地域の課題解決に向けた取り組みを推進しましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体の活動をより活性化するための活動の場の提供、活動資金の補助といった活動支援を実施します。 ・地域活動団体に対する積極的な情報発信を実施します。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域活動団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会への加入促進・活動支援 ・コミュニティ推進協議会への活動支援 ・市民活動団体の育成・活動支援 ・クラウドファンディングによるNPO法人などへの活動支援 ・民生委員・児童委員協議会への活動支援 ・赤十字社奉仕団への活動支援 ・社会福祉法人の地域公益活動の促進 ・介護予防・生活支援サービス実施団体への活動支援 ・障がい者ボランティア団体などへの活動支援 ・子育てサークル運営団体への活動支援 ・こども食堂など運営団体への活動支援 ・子ども会育成連絡協議会への活動支援 ・PTA連合会への活動支援 ・学校応援団への活動支援





コラム

□ クラウドファンディングによるNPO等への活動支援

市では、魅力的なふるさとづくりに資する活動を行うNPO法人等の市民活動団体の日々の公益的な活動を支援し、行政との協働のまちづくりを資するため、クラウドファンディングを通じて寄附を募集し、集まった寄附金を「支援事業交付金」として団体へ交付しています。



※事業の詳しい内容は、
市ホームページをご確認ください。
HP 番号：10238



コラム

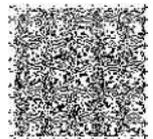
□ こども食堂

こども食堂は、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、民間発の自主的・自発的な取り組みによる活動です。

おなかをすかせたこどもへの食事提供から、孤食の解消、味わい深い食材による食育、地域交流の場づくりなど、様々な目的で行われています。



※事業の詳しい内容は、
市ホームページをご確認ください。
HP 番号：93618



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-3 必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり

目指す姿

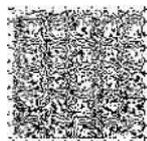
- 地域における困りごとや相談に対して、分野を越えて対応し、関係機関が連携・協力する包括的な支援体制が整備されている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 見守り活動を通じ、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応を図り、適切な支援へつなぐための「越谷市地域包括支援ネットワーク」をはじめとした、必要な方に支援を届けるための、地域の住民、関係団体、事業者などといった関係者間のネットワークづくりを推進しています。
- 13地区に設置されている「地域支え合い会議」で、地域支え合い推進員が中心となり、居場所づくりのイベントや、スマホの使い方相談会など、地域のニーズに応じた取り組みを行っています。

○ 課題

- ◆ 地域の団体や事業者などとの連携強化が必要です。
 - ・地域活動における現状の連携体制は、市役所、社会福祉協議会、自治会の3つが主になっています。その一方で、今後は、介護・福祉施設や医療機関、企業、大学など幅広い団体や組織との連携も望まれています。このことから、現在の連携関係を活かしつつ、多様な担い手が互いに連携・協働できるような取り組みが求められています。
- ◆ 地域で受ける相談内容は多岐にわたっています。
 - ・地域で活動する団体が、市民の方から受けた生活上の困りごとなどの相談内容は、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」が58.1%と最も多く、家族の介護や経済困窮、障がい、子育てと多岐にわたっていることがわかります。幅広い相談に対応するため、分野を横断した団体や行政との連携が求められています。



活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値(R12)
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	474か所	600か所
高齢者や障がいのある人、その家族など、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、見守りや助け合いに協力する団体数の増加を目指しています。		

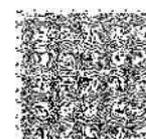
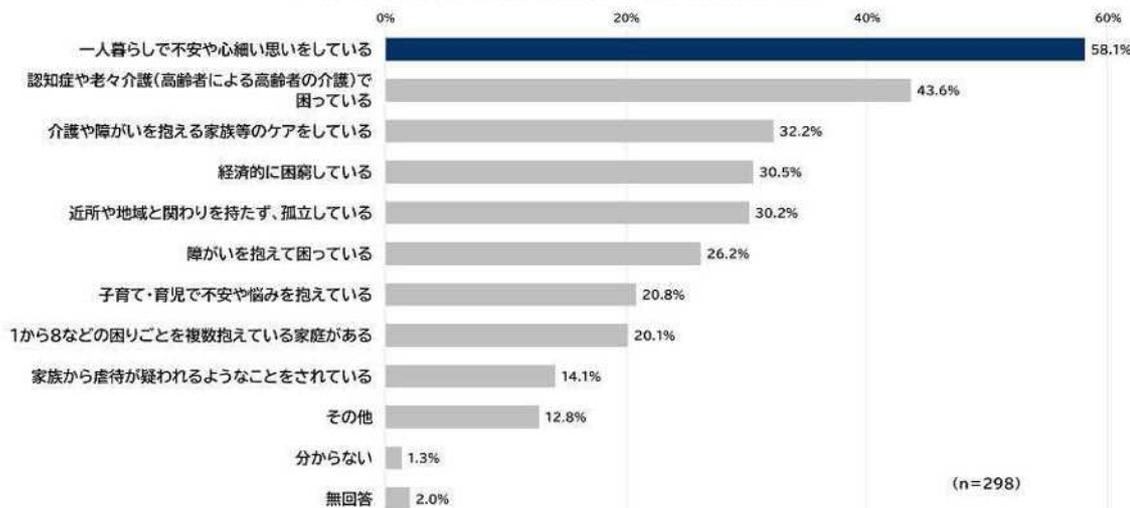
■「連携・協力関係がある組織・団体」については、上位の順から、市役所、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、介護・福祉施設となっています。

【地域活動を行う上で、連携・協力関係がある組織・団体】(団体アンケート)



■相談内容について、上位の順から、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」(58.1%)、「認知症や老々介護(高齢者による高齢者の介護)で困っている」(43.6%)となっています。

【市民から生活上の困りごと等の相談を受けた相談内容】(団体アンケート)



施策1-3-1

身近な地域における連携強化

○ 施策の方向性

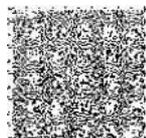
- 地域における困りごとや課題などを把握し、円滑に解決するため、福祉関係団体・専門機関の連携を強化します。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に様々な連携体制があることを理解し、地域で抱える困りごとや課題などについて意見しましょう。 ・ ACP（将来の医療やケアについて周囲の人たちと共有する取り組み）について理解を深め、医療や介護などが必要になるときに備えましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の委員として、市役所と密接に連携し、専門的分野の知見や経験をもとに、地域住民のための福祉サービスの向上を図りましょう。 ・ 地域住民の困りごとに寄り添い、関係機関と連携して適切な支援につなぎましょう。 ・ 子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワークを充実させましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体や専門機関、企業との連携を強化するための、地域内の様々なネットワークの充実や連携強化に向けた事業を充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
審議会を通じた専門職、学識経験者などとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉審議会の運営 ・ 地域包括ケア推進協議会の運営
福祉関係団体や専門機関、企業との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会との連携強化 ・ 地域包括支援ネットワークの推進 ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ 地域支え合い会議の推進 ・ 子育て支援ネットワークの推進 ・ 民間企業との連携による移動販売の推進



コラム



□ 地域支え合い会議

高齢者の方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係者が集まり、地域の中で困っていることやあったらいいなと思うことについて、支え合い活動によってできる仕組みを検討しています。



※各地区の取り組みについては、
社会福祉協議会ホームページを
ご覧ください。



コラム



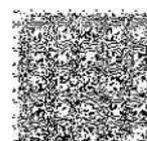
□ 民間企業との連携による移動販売

市では、ウエルシア薬局株式会社と株式会社カスミと連携し、乗合交通が利用しづらいとされる地域を中心に、食料品や日用品などの移動販売を実施しています。



どなたでも利用できますので、
お気軽に販売場所へお越しください。

※最新の販売場所は、
市ホームページをご確認ください。
HP 番号：96337



【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

目指す姿

- 複雑・複合化した地域生活課題に対応するため、関係機関が連携し、状況に応じ相談者に寄り添い、関わりを持ち続ける伴走型支援が行われている。

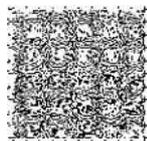
○ 現状・これまでの主な取り組み

- 分野横断型の包括的な相談体制を構築するため、検討組織として、「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を令和3年度に設置して、地域共生社会の実現に向けた連携を図っています。
- 地域住民からの相談内容は、複雑化・複合化しており、1つの部署、1つの福祉分野だけでは対応が困難なことがあります。例えば、8050問題のような複雑・複合的な課題に対し、市では重層的な支援体制の整備のための組織体を整備し、課題に円滑に対応できるための体制づくりを行っています。
- 相談者に寄り添いつつ、その人の支援につながるよう、関わりを持ち続ける「伴走型支援」は非常に大切なため、本市では、生活困窮者への自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援などを行っています。

○ 課題

◆ 庁内連携の強化が必要です。

- ・アンケートの結果をみると、「悩みごとを抱えた際に、市役所の中で様々な部署同士が連携して、一緒に解決してくれる」かどうかは、「できている」「ある程度できている」を合わせても37.7%にとどまっており、市役所内の連携強化が必要です。



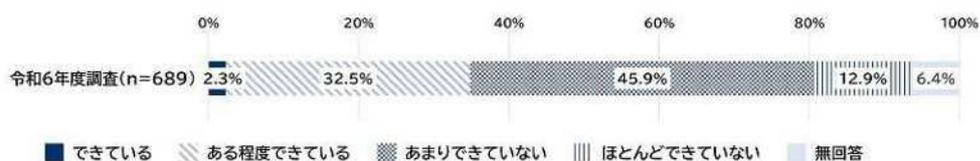
活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自立相談支援事業により自立に向けた改善がみられた人の割合	100%	100%
自立支援プランを作成した生活困窮者の自立に向けての改善がみられた割合の増加を目指します。		
子どもの学習・生活支援事業参加率	32.8%	40%
生活保護世帯及び生活困窮者世帯のこどもが学習教室に参加した割合の増加を目指します。		
重層的支援に係る会議の開催数	年間14回	年間18回
複合的な課題を抱えた世帯に対する支援の方向性を検討する会議の開催数の増加を目指します。		

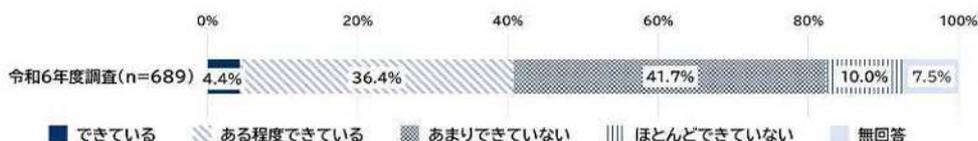
■約6割の方が、地域の中で活動団体や専門機関のつながりができていないと回答しています。

【地域の中で、活動団体や専門機関のつながりが強化されているか】(団体アンケート)



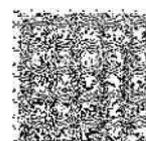
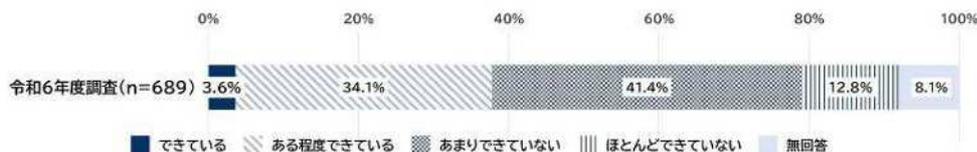
■約4割の方が、困りごとや悩みを市役所等に相談でき、早く解決につながると回答しています。

【困りごとや悩みを市役所等に相談がしやすく、早く解決につながるか】(団体アンケート)



■約4割の方が、相談ごとに対し市役所内で部署間連携ができていますと回答しています。

【悩み事を抱えた際に、市役所の中で様々な部署同士が連携して、一緒に解決してくれる】(団体アンケート)



施策2-1-1

複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実

○ 施策の方向性

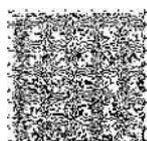
- 相談体制の強化及び庁内での連携を充実することで、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民からの相談に対し、迅速かつ横断的に対応できるようにします。

○ 各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ いざというときに、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で困りごとを抱えている人がいたときは、話を聞き、必要に応じて相談機関につなげる意識を持ちましょう。 ・ 様々な支援制度や相談窓口、情報ツールを理解・活用し、困りごとを抱える人への支援を実施しましょう。 ・ 複雑・複合化した課題を抱える世帯への、各関係機関の連携による包括的な支援を実施しましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実を図るとともに、庁内連携のさらなる強化を図ります。 ・ 関係機関との連携したワンストップな支援による、迅速な支援を実施します。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える女性への支援の充実 ・ 生活困窮者自立支援事業の推進（内包計画P. 64） ・ 子どもの学習・生活支援の充実 ・ 自殺対策事業の推進 ・ レスパイトサービスの利用促進 ・ 地域生活支援拠点などの充実 ・ ひきこもりの方の居場所づくり ・ 子どもつながりSNS相談@越谷の利用促進
庁内連携のさらなる強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援体制整備事業の実施（内包計画P. 72） ・ ひきこもり支援体制の構築 ・ DV被害者支援と児童虐待との連携強化 ・ ケアラー支援体制の強化 ・ 再犯防止に向けた活動の推進（内包計画P. 68）



コラム

□ ケアラー・ヤングケアラー



「ケアラー」とは、高齢、身体上または精神上の障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人です。

ケアラーはこんな人たちです

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration izumi Shiga



こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアが必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

「ヤングケアラー」とは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者で、おおむね30歳未満の方（場合によっては40歳未満の方も対象となる）。

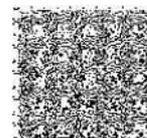
こんな人がヤングケアラーです



※ケアラー支援に関する詳しい内容は、市ホームページをご確認ください。



HP 番号：59978



施策2-1-2

適切な支援につなぐための庁内外の連携強化

施策の方向性

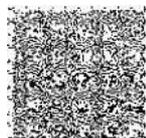
- 複雑な課題を抱える地域住民に対し、適切な支援を提供するため、行政機関と支援団体のネットワークを活用した連携体制の強化及び情報共有の円滑化を図ります。

各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	・ 困りごとの内容や要望を自分なりに整理し、いざというときに市役所や適切な福祉機関に相談できるよう準備しましょう。
互助・共助 (地域)	・ 各会議を通じた課題把握及び専門職の立場から支援を必要とする人への適切な支援を提供しましょう。 ・ 地域でのつながりの中で地域課題の共有や解決方法を検討し、支援の充実を図りましょう。
公助 (行政)	・ 行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有を強化します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な取り組みを推進する庁内連携会議の運営 ・ 地域共生社会に関する庁内研修会の開催 ・ 重層的支援会議の運営 ・ 地域ケア会議の運営 ・ 障害者地域自立支援協議会の運営 ・ 要保護児童対策地域協議会の運営 ・ ケアラー支援推進員の配置



ガイド

市内連携会議の運営

～分野横断的な複合課題への対応～

本市では、包括的支援体制を推進するため、令和3年度から「地域共生社会の実現に向けた市内連携会議」を設置し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象別の制度だけでは、支援が困難な複合課題を抱える方への対応について協議しています。

□ 会議構成（令和8年度4月時点）

関係課所の課長級の連携会議と管理職・主幹級の部会の2層構造としており、相談支援機関の所管課及びケースワーカー配置課で構成しています。

【構成部課所】12課所	
高齢介護部	高齢福祉課、地域包括ケア課
市民協働部	市民相談課
福祉部	福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課
子ども家庭部	子ども政策課、子ども福祉課、子ども家庭センター
保健医療部	健康づくり推進課、保健総務課こころの健康支援室
学区教育部	教育センター

□ 協議事項

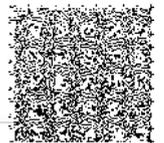
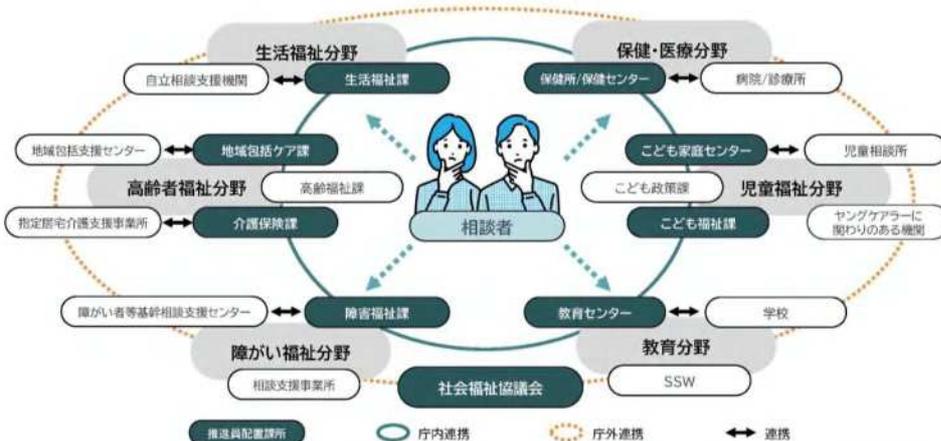
・重層的支援体制整備事業に関すること

事業開始に向けた実施体制の検討や、複合事例を抱えた市民へのケースへの対応について検討を行い、本会議の協議を経て、令和4年度から重層的支援体制整備事業が開始することとなりました。

・ケアラー支援に関すること

ケアラー支援における本市の支援体制を整備するため、令和5年6月にケアラー実態調査を行い、その結果を踏まえ、相談支援体制の構築やケアラー支援推進員の配置、ケアラー等支援の手引きやケアラー等支援ガイドブックの作成について、本会議の協議を経て、進めることとなりました。

【図表：ケアラー支援を支える関係課所と関係機関】出典 ケアラー支援の手引き



【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-2 社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり

目指す姿

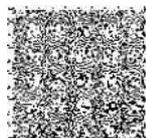
- 困っている人が地域の中で孤立しないように、安心して自ら支援を求めることができる体制が整備されている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が生じており、その結果、自殺、虐待などの社会問題に加え、近年では、「ひきこもり」問題や単身世帯の増加に伴う「孤独・孤立」も全国的な問題として顕在化しています。
- 「生活自立相談よりそい」、「障がい者等基幹相談支援センター」、「こども家庭センター」、「女性・DV相談支援センター」など、多様な分野の相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図っています。
- 認知症の方や身寄りのない高齢者、障がい者などの権利擁護の仕組みとして、成年後見制度の普及と利用促進を図り、令和3年には、「成年後見センターこしがや」に中核機関としての機能を追加しました。成年後見センターへの相談件数は年々増加傾向になるなど、制度利用のニーズが高まっています。

○ 課題

- ◆ 相談支援体制の充実と支援を必要とする人を把握する仕組みの充実が必要です。
 - ・生活上の困りごとを身近な場所で気軽に相談できると考える市民は27.0%、困りごとや悩み、孤立などを抱えている人が適切な支援につながる仕組みが充実していると答えたのが23.5%と低くなっています。
 - ・市では、地域包括支援センターや障がい者等基幹相談支援センターの開設や、地域で活動している民生委員・児童委員による支援など、相談支援体制の充実を図っておりますが、今後は、これらの支援に加えて、個々の市民や、地域の団体・ボランティアなどによる見守りも大切になっています。
- ◆ 権利擁護の仕組みの推進と周知が必要です。
 - ・「成年後見制度の周知度」について、アンケートの結果をみると、約4割の方が「制度は知っているが、活用する必要がない」に回答しています。また、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」人も約3割、「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」が約2割となっています。
 - ・そのため、引き続き制度の周知と、利用が適切と考えられる人には、制度につながる支援を行うことが必要です。

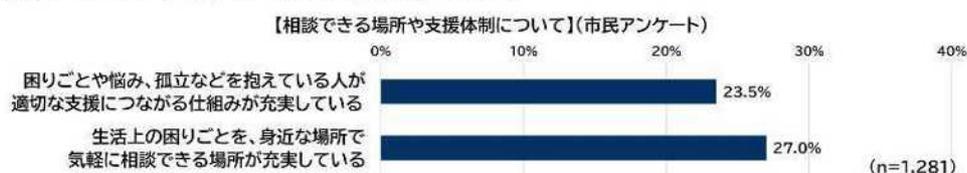


活動指標



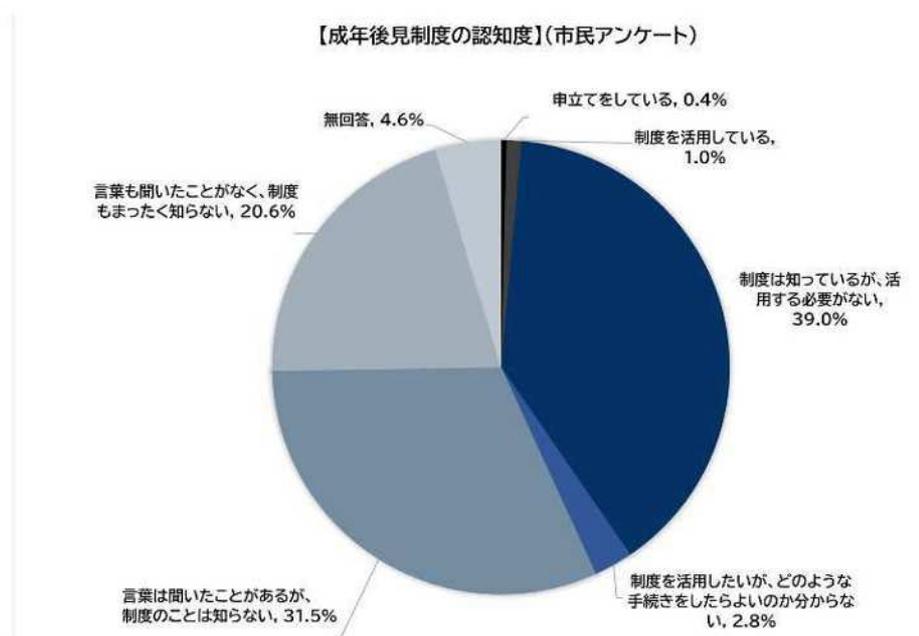
指標名	現状値 (R6)	目標値(R12)
地域包括支援センターへの新規相談件数	年間 3,863件	年間 4,700件
高齢者などの生活に対して必要な支援を総合的に行う地域包括支援センターへの新規相談件数の増加を目指します。		
民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数	年間 106.8日	年間 120日
市民への声掛けや訪問、相談対応のほか、スキルアップのための勉強会や研修への参加など、民生委員の活動日数の増加を目指します。		
障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	54.3% (令和7年度)	100%
障がいや障がいのある人に対する理解が進んだと回答した市民の割合の増加を目指します。		

■困りごとや悩みを抱えている人を支援につなぐ仕組みや身近な場所で気軽に相談できる場所について、充実していると回答した方は3割未満でした。



*割合は、「できている」「ある程度できている」の合計

■成年後見制度について、約5割の方が「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」及び「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」と回答しています。



施策2-2-1

身近な地域で相談できる場や機会の充実

○ 施策の方向性

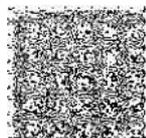
- 地域住民にとって身近な地域で相談できるよう、相談支援体制を充実させることで、地域生活課題に対し迅速に対応します。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から地域の中でつながりをもち、相談しやすい関係性を育みましょう。 ・ 身近な地域で相談できる場所を把握しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者やその家族から相談を受けた場合には、その世帯のニーズを把握し、適切な支援者や行政機関とつなぐ役割を果たしましょう。 ・ 地域住民から相談を受けた際は、支援機関・団体が互いに連携を図り、課題解決に向けて支援しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域での相談機会を充実させます。 ・ 様々な支援ニーズに対応する相談窓口を充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
身近な地域での相談機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員による見守りの充実 ・ オレンジカフェの設置 ・ 認知症サポーター活動（チームオレンジ）の推進
様々な支援ニーズに対応する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種相談窓口の充実（地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活自立相談よりそいなど）



施策2-2-2

支援が必要な人を把握するための連携強化

○ 施策の方向性

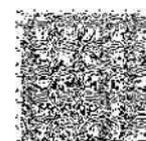
- 地域で支援を必要としている人を把握し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、連携強化を図ります。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での積極的なあいさつ・声かけを実施し、顔の見える関係づくりを目指しましょう。 ・ 地域の中で、支援が必要な人をつなぐための取り組みがあることを理解し、必要なときに活用しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困りごとを抱える人が孤立しないように、地域の中で見守りながら、必要なときは適切な支援につなげましょう。 ・ 地域包括支援センターなどの専門機関との顔の見える関係を構築しましょう。 ・ 市の福祉関連課との連携、情報共有によって、支援が必要な人を把握しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な人を把握し、適切な相談窓口につなぐための取り組みを推進します。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
支援が必要な人をつなぐための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員との連携、協力体制の強化 ・ アウトリーチなどを通じた継続的支援事業の実施



施策2-2-3

権利擁護と虐待防止のための仕組みの充実

○ 施策の方向性

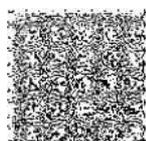
- 権利擁護や虐待防止に関する仕組みについて、関係機関との連携を強化するとともに、制度に対する理解の促進や適切な利用に向けた周知・啓発を図ります。

○ 各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護や虐待に関する正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。 ・ いざというときに、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携により、支援が必要な世帯の早期発見・虐待防止を実践しましょう。 ・ 地域における介護者の孤立や家庭内のSOSなど、虐待につながるサインを早期発見し、適切な相談窓口につなぎましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な利用に向けた、成年後見制度の利用促進を図ります。 ・ 権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化を図ります。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の普及・啓発（内包計画P.60） ・ 相談支援 ・ 利用促進に向けた体制整備 ・ 後見人への支援
権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の権利擁護の推進 ・ 障がい者の権利擁護の推進 ・ こどもの権利擁護の推進 ・ こどもの意見表明の推進



コラム



□ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の方々から相談を受け、必要に応じ市役所や適切な福祉機関につなぐ「地域の身近な相談相手」です。

本市では、地域ごとに担当区域が割り振られており、約450人の委員が活躍しています。

何か困りごとがあるときは、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。



※民生委員・児童委員の詳細内容は、市ホームページをご確認ください。
HP 番号：8437



コラム



□ 孤独・孤立対策

社会構造の変化により、家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。

「孤独」とは、主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的な概念であり、つながりや助けのない状態を指します。

孤独・孤立に至る背景や感じ方・捉え方は人によって多様ですが、「望まない孤独」や「悩みや困りごとを一人で抱え込んでしまう孤立状態」にある方々に適切な支援を届けることができるよう、各種取り組みを進めてまいります。

※孤独・孤立対策の詳細内容は、市ホームページをご確認ください。
HP 番号：68217



ガイド

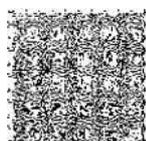
福祉の相談窓口一覧

□ 高齢者・介護に関する相談 *市役所開庁時間 月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

内容	相談窓口	電話番号 (048)	FAX番号 (048)	備考
介護保険制度について	介護保険課	963-9125	965-3289	*開庁時間と同じ
高齢者の総合相談について	地域包括支援センター 桜井	970-2015	970-2016	8:30～17:30 (日・祝日休)
	地域包括支援センター 新方	977-3310	940-3339	9:00～17:00 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 増林	963-3331	940-0145	8:45～18:15 (日休)
	地域包括支援センター 大袋	971-1077	970-1166	8:30～17:30 (日休)
	地域包括支援センター 大袋 せんげん台出張所	940-1315	940-1315	8:30～17:30 (日休)
	地域包括支援センター 荻島	978-6500	940-1140	8:30～17:30 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 出羽	985-3303	988-8866	8:30～17:30 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 蒲生	985-4700	972-6070	8:45～18:15 (日休)
	地域包括支援センター 川柳	990-0753	971-5310	8:30～17:30 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 大相模	993-4258	993-4259	8:30～17:30 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 大沢	972-4185	972-4186	9:00～17:00 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 北越谷	940-8080	940-8081	8:30～17:30 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 越ヶ谷	966-1851	965-3855	8:30～17:15 (土日・祝日休)
	地域包括支援センター 南越谷	999-6651	999-6678	9:00～18:30 (日・祝日休)
高齢者の相談援助、成年後見制度、 認知症支援について	地域包括ケア課	963-9163	963-9199	*開庁時間と同じ

□ 障がい・こころの健康に関する相談

内容	相談窓口	電話番号 (048)	FAX番号 (048)	備考
障がい者の相談について	障害福祉課 ※18歳以上	967-5137 963-9164	963-9171	*開庁時間と同じ
障がい児の相談について	こども福祉課 ※18歳未満	963-9172	963-3987	*開庁時間と同じ
障がい者（児）の生活全般に関する 相談について	障がい者等基幹相談支援センター・北部	999-6015	976-6160	*開庁時間と同じ
	障がい者等基幹相談支援センター・東部	999-6551	969-7001	
	障がい者等基幹相談支援センター・南部	945-6144	945-7449	
	障がい者等基幹相談支援センター・西部	985-3386	985-6683	
こころの健康相談、ひきこもり相談、 自殺対策について	こころの健康支援室	963-9214	963-9171	*開庁時間と同じ



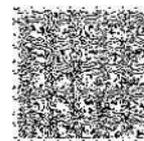
□ 妊婦・こども・青少年に関する相談

内容	相談窓口	電話番号 (048)	FAX番号 (048)	備考
妊産婦と子育て世帯、こどもに関する相談援助について	こども家庭センター	963-9319 963-9179	963-3987	*開庁時間と同じ
乳幼児の育児相談について		961-8040		*開庁時間と同じ
保育所等の入所について	保育支援課	963-9167	963-3987	*開庁時間と同じ
こどものしつけや行動、親子関係に関する相談について	家庭児童相談室	963-9319	963-3987	月～金（祝日・年末年始除く） 9：00～16：00
学童保育室の利用について	保育施設課学童保育推進室	963-9158	963-8421	*開庁時間と同じ
教育相談について（義務教育段階まで）	教育センター	962-9300	963-5026	月～土（祝日・年末年始除く） 9：20～16：40(来所) 9：00～19：00(電話) ※土のみ16：40まで
青少年（中学卒業後～30歳代）及びその保護者の悩み相談について	青少年相談室	964-0272		月・火・水・金 （祝日・年末年始除く） 9：00～16：00

□ その他

内容	相談窓口	電話番号 (048)	FAX番号 (048)	備考
生活保護制度の利用について	生活福祉課	963-9162	963-9174	*開庁時間と同じ
生活困窮者自立支援について	生活自立相談よりそい	963-9212		*開庁時間と同じ
女性のなやみ、配偶者等からの暴力の相談等について	越谷市女性・DV相談支援センター	①963-9176 ②970-7415		①月～土（祝日・年末年始除く） 10：00～12：00/ 13：00～16：00 ※第2・第4土曜日は午前中のみ ②水・金（祝日・年末年始を除く） 17：00～20：00
男性のなやみについて	人権・男女共同参画推進課	971-6201		第2土曜日（電話相談のみ） 13：00～16：00
購入した商品の品質やサービス、契約・訪問販売のトラブルなどについて	越谷市立消費生活センター	965-8886		月～金（祝日・年末年始除く） 9：30～15：30
相談場所がわからない場合	なんでも相談窓口 （おくやみコーナー）	963-9150		*開庁時間と同じ
おくやみ業務について				

※最新の連絡先は、越谷市ホームページ上で公開しています。



成年後見制度の普及と利用（第二期越谷市成年後見制度利用促進計画）

「成年後見制度利用促進計画」について

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。

本市では、令和3年4月に策定した第一期越谷市成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の利用促進に向けた取り組みを進めてまいりました。越谷市社会福祉協議会が運営する「成年後見センターこしがや」を中心に、地域連携ネットワークを構築し、制度の周知・啓発など、関係機関との連携した体制づくりに取り組んでいます。

今後も成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、さらなる制度の普及と制度の利用促進を図ります。

現状と課題 成年後見制度の利用状況推移（参照P. 13）

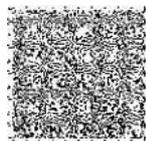
- 成年後見制度の認知度は低く、制度について多くの人に知られていない現状です。さらに、利用に際しては経済的な負担や手続きの複雑さなどが原因で、利用に至らない場合があります。こうした状況を踏まえ、引き続き制度の周知を進めるとともに、利用に向けた支援体制の充実が求められます。
- 制度の利用者の中には、抱えている問題が多分野かつ複雑化しており、成年後見制度だけでは対応できない多様なニーズを持つ方も多くなっています。このような場合には、様々な分野の専門職が連携し、包括的な支援を行うことが重要です。
- 市民後見人^{※注1}については、単独での受任が難しい事例が多く、受任件数の伸びが鈍化している傾向があります。そのため、受任に向けた体制づくりなどが必要となります。

主な取り組み

本市では、国の第二期成年後見利用促進基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、以下の考え方にに基づき、制度の利用促進に取り組んでいきます。

- ① 行政、福祉、医療、司法、地域住民など多様な主体が連携すること
- ② 成年後見制度の円滑な利用促進を図ること
- ③ 本人の尊厳を尊重した生活の継続と地域社会への参加に向けた支援を行うこと

※注1：弁護士や司法書士等の資格は持たず、市町村等の支援を受けながら、成年後見人等としての業務を担う市民のこと。



○地域連携ネットワークの体制強化

本計画では、本人が自分らしい生活を続け、地域の一員として安心して暮らし続けられるよう、これまでの取り組みを踏まえながら、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

（ア） 権利擁護支援チーム

概要：成年後見人や親族、保健・福祉・医療等の関係者が連携し、日常的に本人の生活を見守りながら、その意思や希望を尊重し、必要な権利擁護支援を行う仕組みです。

構成：成年後見人、親族、相談支援専門員、介護支援専門員、医療機関、民生委員など

（イ） 中核機関

概要：成年後見制度の周知啓発（広報機能^{※注2}）、相談支援（相談機能^{※注3}）、制度利用に必要な手続きや支援体制の整備（利用促進機能^{※注4}）、各関係機関との協力・連携体制の強化を行う（後見人支援機能^{※注5}）。

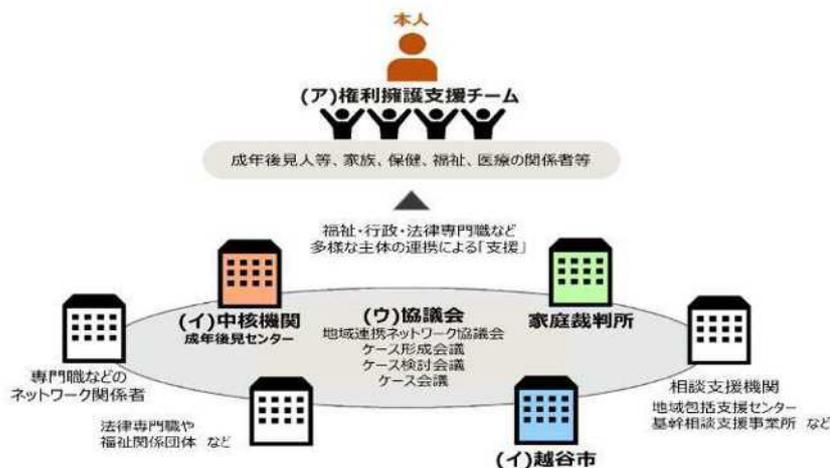
構成：成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）、越谷市

（ウ） 協議会

概要：権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者団体など、地方公共団体の関係機関が連携を強化し、自発的な協力を進めていく。

構成：越谷市、成年後見センターこしがや、専門職団体、当事者団体など

<地域連携ネットワークイメージ図>

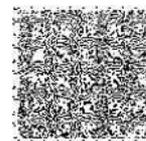


※注2：成年後見制度の周知啓発を行う。

※注3：本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援を行う。

※注4：申立てに関する相談や支援、適切な後見人候補者の調整、市民後見人の育成等を行う。

※注5：本人や成年後見人等の権利擁護支援チームからの相談対応を通じ、行政、福祉、司法等の地域連携ネットワークの各主体と連携しながら後方支援を行い、後見人の活動支援を行う。

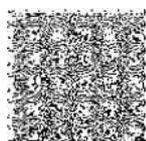


○地域連携ネットワーク支援機能の充実に向けた取り組み

地域連携ネットワークの機能の充実を図るため、中核機関を中心として、広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能に基づき、多様な取り組みを進めていきます。

取り組み	内容	広報機能	相談機能	利用促進機能	後見人支援機能
成年後見制度の周知・啓発	パンフレットやチラシなどを、地区センターなどの関係機関に配布します。	●			
出前講座・出張相談の実施	老人福祉センターなどにおいて、制度に関する講座や出張相談を実施します。	●	●		
成年後見制度の利用相談	制度を必要とする方が、適切に制度を利用できるよう、相談業務を実施します。	●	●		
関係者向け研修の実施	福祉や医療などの関係者を対象とした制度に関する研修を実施します。		●	●	
関係機関を含めたケース会議の開催	制度の必要性を検討するため、本人の支援に関わる関係機関が連携し、支援方針を協議します。		●	●	
成年後見制度の利用支援	申立てに関する手続き支援や費用負担の軽減に向けた助成制度の周知などを通じて、制度の利用に向けた支援を行います。			●	
関連支援事業との連携	成年後見制度による支援に限らず、本人の状況や支援の必要性に応じて、適切な支援につなげられるよう、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）※注6などの関連する支援事業との連携を図ります。			●	
ケース検討会議の開催	申立て前に、市や中核機関、専門職団体などが、本人の権利擁護の視点を踏まえ、制度利用の必要性や適切な成年後見人等の選任、支援方針について検討を行います。			●	●
ケース形成会議の開催	成年後見人等の選任後、関係機関が支援状況を共有し、課題解決に向けた支援方針を協議します。			●	●
市民後見人の確保・活動支援	関係機関と連携し、市民後見人の確保に努めます。また、市民後見人に対する相談や研修などを行い、安心して継続的に活動できるよう支援します。			●	●
地域連携ネットワーク協議会の開催	中核機関や専門職団体、当事者団体などが、連携を強化し、後見業務に関する情報共有、意見交換などを行う協議会を開催します。				●

※注6：判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等が、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用支援や生活に必要な金銭の出し入れ等について支援を行う。本市では、越谷市社会福祉協議会が実施している。



〈参考〉

国の第二期成年後見利用促進基本計画の基本的な考え方について（厚生労働省資料より）

令和4年3月に策定された国の計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていく」とあります。

本市においても、この考え方を踏まえ、本人の尊厳を尊重した支援を地域で進めるとともに、制度の利用促進に取り組んでいきます。



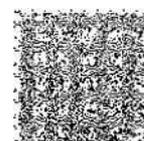
コラム

□ 成年後見センター こしがや



成年後見センターこしがやは、社会福祉協議会に設置され、令和3年10月から成年後見制度の中核機関として、地域における権利擁護の中心的役割を担っています。

制度の周知・啓発、相談支援、申立て手続き支援、市民後見人の育成・支援など、成年後見制度の利用促進に関する様々な取り組みを関係機関と連携しながら行っています。その他に、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）も実施し、判断能力に不安のある方への日常的な支援を行っています。



生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）

「生活困窮者自立支援方策」について

稼働年齢層（15歳から64歳）を含む生活保護受給者の増加や、非正規雇用労働者、年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。

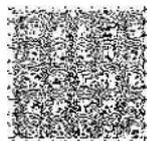
この制度は、生活保護受給世帯における「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第2のセーフティネットの充実・強化を図るものです。

基本理念として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2つの目標を掲げており、生活困窮者に対する具体的な支援の特徴として、5つの支援（包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援）が示されています。また、5つの支援を実施するにあたり、3つの倫理（権利擁護、中立性・公平性、秘密の保持）を踏まえながら支援することが求められています。

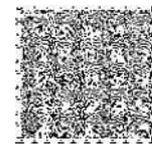
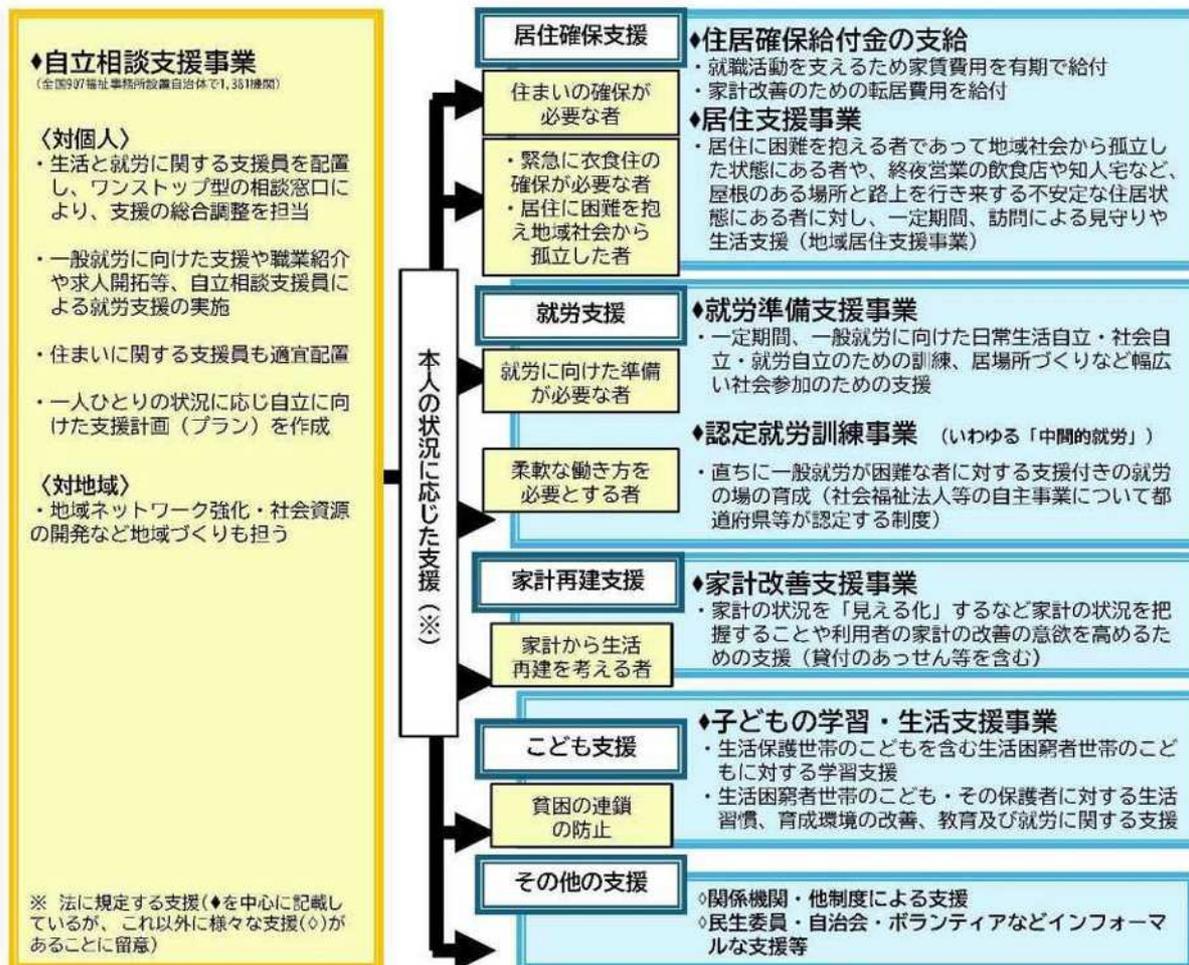
生活困窮者自立支援方策については、平成26年3月27日 厚生労働省社会援護局通知（社援0327発第13号）の中で、「地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、具体的に盛り込むべき事項」として示されていることから、この項目を「越谷市生活困窮者自立支援方策」と位置づけ、生活困窮者自立支援事業の推進を図っています。

近年の制度改正について、令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）による改正後の法では、単身高齢者世帯の増加などを踏まえ住居確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援などを通じて、生活困窮者などの自立のさらなる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、支援関係機関の連携強化などの措置が示されました。

これまで本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業を行ってきましたが、改正法を踏まえ、令和7年4月より、居住支援事業も実施しております。



生活困窮者自立支援制度の概要※国資料一部改変



現状と課題 越谷市内の保護率の推移(参照P.10)

- 生活困窮者自立支援事業を効果的に行うためには、庁内関係各課所、他機関専門職などとの連携・情報共有が不可欠です。生活に困窮する方は多くの場合、経済的な問題のほか、親の介護、子育て、教育など、様々な課題を有しています。様々な分野の専門職が連携し、継続的に支援をすることが、再び困窮状態となることを防ぐことにつながります。
- 子どもの学習・生活支援事業について、生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対し、継続的に利用を促進していますが、利用者は対象者の約32.8%にとどまっています。「貧困の連鎖」を防止することを目的に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣や、進学に関する支援など、様々な面からアプローチを行うため、こどもと保護者双方に利用の促進が必要です。

主な取り組み

本市では、経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、債務、社会的な孤立など生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることから、以下の取り組みを推進し、「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援の実現を目指します。

○関係各課、相談支援機関の連携強化と情報共有による生活困窮者の把握

生活困窮者の実態把握と支援の強化を目的として、関係機関との連携を深め、情報共有を図ります。これにより、生活困窮者の早期発見と効果的な支援につなげることを目指します。

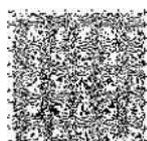
取り組み内容

生活困窮者の実態を把握するため、各相談支援機関と協力し積極的な訪問を行います。

学校や各相談支援機関との連携を強化し、ひきこもりやこどものいる生活困窮者世帯の把握に努めます。

関係各課の連携（庁内連携会議など）を図り、情報共有を行うことにより、効果的な支援プランの作成に努めます。

住まいの相談窓口を設置し、居住支援を必要とする対象者の把握に努めます。



○経済的自立に向けた継続的な支援

生活困窮者の経済的自立を目指し、関係機関との緊密な連携のもと、継続的な支援に取り組めます。複雑化する生活課題の解決に努め、自立に向けた包括的なサポートを行い、生活困窮者の自立と社会参加の実現を目指します。

取り組み内容

関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、継続的な支援を行うことにより、複雑化する問題の解決に努めます。

就労サポート「つながり」、生活自立相談よりそい、ハローワークなど、就労関係機関との連携を図り生活困窮者の経済的自立に努めます。

社会資源の活用（就労先の開拓）、社会参加の場づくり（訓練事業所の開拓）に取り組めます。

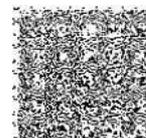
○支援事業の周知と利用促進

生活困窮者の早期発見と支援につなげるため、制度の周知と利用促進に取り組めます。地域のキーパーソンとの連携や、対象世帯への直接的な情報提供を通じて、支援サービスの利用拡大を図ります。

取り組み内容

民生委員・児童委員や地域住民に広く制度を周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会充実を図ります。

対象となることのある生活保護世帯や生活困窮者世帯に対し、制度の周知を行い子どもの学習・生活支援の利用を促進します。



再犯防止に向けた活動の推進（第2次越谷市再犯防止推進計画）

「再犯防止推進計画」について

再犯防止の推進は、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取り組みです。

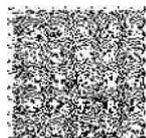
本市では、犯罪をした人の社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和3年4月に「越谷市再犯防止推進計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

その後、国において令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、埼玉県においても令和6年3月に「第2期再犯防止推進計画」が策定されましたが、本市としても、第1次計画からの課題に引き続き取り組むとともに、犯罪をした人への「息の長い支援」を行い、安全・安心な地域社会づくりをさらに進めるため、このたび、「第2次越谷市再犯防止推進計画」を策定するものです。

なお、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

現状と課題 越谷市の再犯率の推移（参照P. 12）

- 日本国内の刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎え、国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策閣僚会議」を設置しました。その後、刑法犯検挙者数は令和4年に169,409人まで減少していましたが、令和5年は183,269人と増加に転じています。
- 全国の検挙人員における「再犯者」の割合は令和2年まで上昇し続け、49.1%となりましたが、令和3年以降は減少傾向にあります。
- 本市において「再犯者」の割合は令和2年に55.9%と高い数値でしたが、その後令和5年まで減少傾向となりました。しかし、令和6年には56.1%となり、再び再犯者の割合が増加している状況です。ただ、再犯者数については、平成30年をピークに減少傾向となっております。
- 犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援を要する方もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪をする人も多くいます。不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつきやすいことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を発揮するための就労・居住環境の整備を含めた包括的な支援が求められています。
- 刑事司法手続きが終了した方においても、保護観察の対象外である満期釈放者の刑事施設への再入率が高いことを踏まえ、地域における様々な関係機関が連携しつつ、刑事司法手続き終了後も含めた切れ目のない「息の長い支援」を行うことが必要です。



○ 主な取り組み

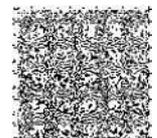
再犯の防止のためには、犯罪をした人がその犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。

本市では、犯罪をした人の中には貧困や疾病、嗜癖（依存症、中毒など）、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさなどを抱えていることを理解し、複雑な生活上の課題に対し、関係機関が連携して包括的な支援を行うとともに、犯罪に至った背景を理解し、地域社会への円滑な復帰を支援する環境の整備を目指しています。

○ 更生保護団体、非行防止の関係機関との連携・支援の充実

社会復帰を目指す人たちの相談に乗り援助を行っている「更生保護団体」や、非行防止に関する取り組みを行っている関係機関との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくり、切れ目のない息の長い支援を行います。

取り組み内容
保護司会、更生保護女性会との連携強化・支援の充実
更生保護サポートセンター（管内市町保護司の活動拠点）に対する運営支援
市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）への参加
地域支援ネットワーク（更生保護地域寄り添い支援事業）への参画
保護司の面接場所の確保
更生保護と福祉の連携の推進
民生委員・主任児童委員による見守り・声かけ
青少年指導員との連携強化・支援の充実



○広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、犯罪の防止や更生活動に関する地域での理解を促進します。

主な取り組み
社会を明るくする運動の推進
広報紙、ホームページ、SNSを活用した広報活動
更生保護団体と小中学校との連携推進
麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力、薬物依存の相談
犯罪防止街頭キャンペーンの実施

○就労・居住支援の充実

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労・居住の支援関係者と連携し、機会を創出します。

主な取り組み
ハローワークとの連携強化
生活困窮者自立支援事業の促進
協力雇用主登録事業の促進

コラム

□「社会を明るくする運動」とは

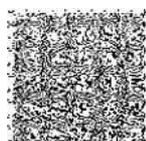
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動です。

毎年7月が強調月間となっており、本市は本運動の推進と実施を図るために推進委員会を立ち上げ、駅頭啓発活動などの事業を行っています。



※事業の詳細内容は、市ホームページをご確認ください。

HP 番号：8425



「更生保護地域寄り添い支援事業」について

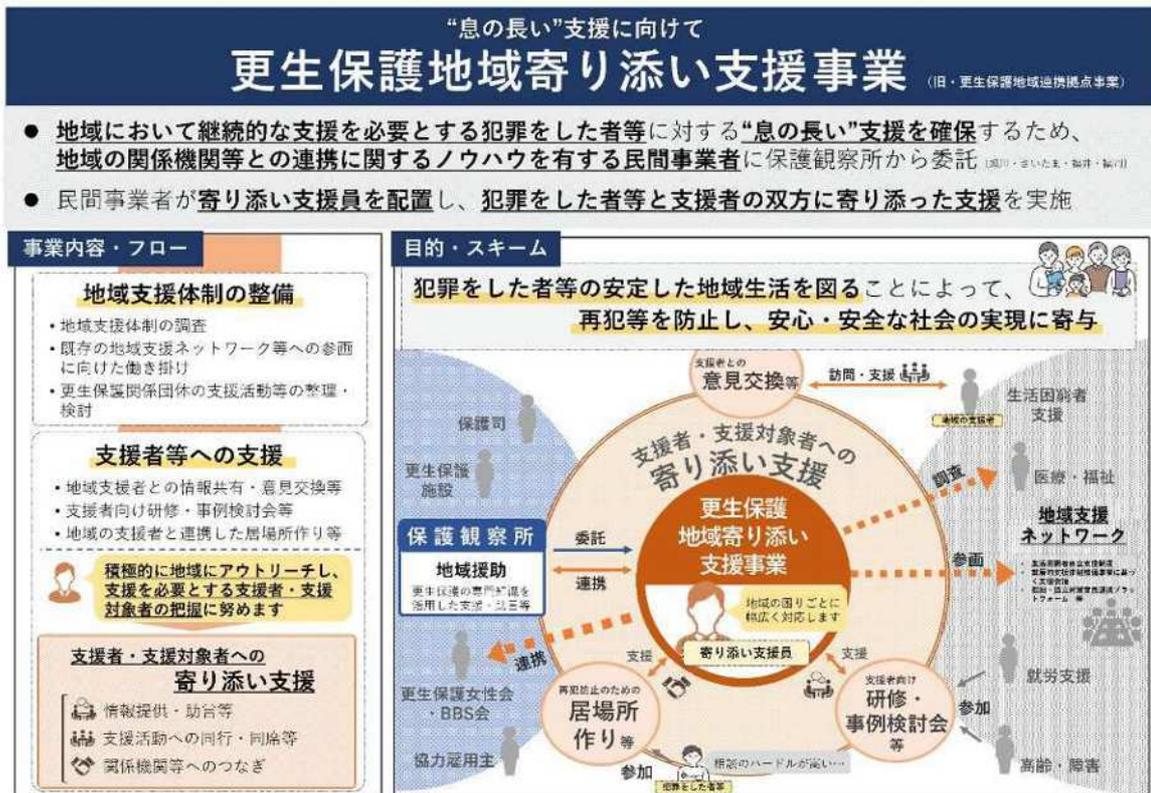
令和4年10月から、更生保護地域寄り添い支援事業（旧称：更生保護地域連携拠点事業）が、さいたま保護観察所の委託事業として、法務省保護局から指定を受けて実施されています。

本市は、令和5年1月にさいたま保護観察所から本事業への参画依頼を受け、令和5年2月より参画機関となっております。

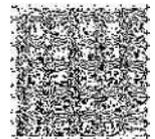
参画機関は、市役所、保健所、公共職業安定所、社会福祉協議会、保護司会、更生保護女性会、生活困窮者自立相談支援事業「よりそい」、さいたま保護観察所、埼玉県就労支援事業者機構、埼玉県更生保護地域寄り添い支援事業所の10団体です。（順不同。令和7年7月22日現在）

団体間の連携強化を目的として、団体間の会議を行い、相談事例の検討などを行っています。

《更生保護地域寄り添い支援事業》イメージ図



出典：法務省資料（令和6年度版 再犯防止推進白書）より



重層的支援体制整備事業の推進（越谷市重層的支援体制整備事業実施計画）

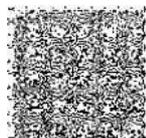
重層的支援体制整備事業の実施

○重層的支援体制整備事業に関する基本方針

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、福祉の現場では、一つの世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。

本市では、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に必要な支援につなげるため、重層的支援体制整備事業を実施し、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組むことで、個別支援と地域に対する支援の両面から、課題解決を目指します。

○重層的支援体制整備事業の全体像



各実施事業及び体制

○包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野において実施されている既存の相談支援体制を維持し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、相談の内容や状況に応じて、適切な支援機関につなぐほか、他の支援機関と連携を図りながら支援を行います。

また、相談者の抱える課題が複雑化・複合化しており、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎます。

対象分野	運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
高齢	地域包括支援センター	13か所	市委託	各担当圏域
障がい	障がい者等基幹相談支援センター	4か所	市委託	各担当圏域
こども	こども家庭センター	1か所	市直営	市全域
生活困窮	生活自立相談よりそい	1か所	市委託	市全域

○多機関協働事業

支援機関などからつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例などに対して支援を行います。

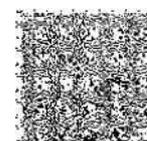
本事業では、単独の支援機関では対応が難しいケースに対して、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行います。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1か所	市委託 ※一部直営あり	市全域

○アウトリーチなどを通じた継続的支援事業

複合化、複雑化した課題を抱えているために支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、本人や家族と継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1か所	市委託	市全域



○参加支援事業

対象者が抱える課題やニーズに応じて、地域の社会資源を活用し、様々な集いの場や居場所への参加の支援、調整を通じて、対象者やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

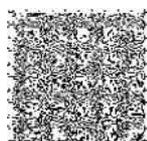
また、必要に応じて、参加後の地域の居場所において、対象者の状態や希望に沿った支援が実施できているかのフォローアップなどを行い、社会とのつながりを持つ機会を継続できるよう働きかけます。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1か所	市委託	市全域

○地域づくり事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野で実施されている、地域づくりに関わる既存の事業を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や機会づくりに取り組みます。

対象分野	実施事業	運営形態	圏域
高齢	地域介護予防活動支援事業 個人または団体への介護予防活動の参加や自主活動への支援	市委託	市内全域
	生活支援体制整備事業 地域の高齢者支援ニーズと地域資源の把握、高齢者の生活支援と介護予防サービスの資源開発	市委託 住民主体 (1層SC運営補助)	市全域 (1層：1か所) 日常生活圏域 (2層：13か所)
障がい	地域活動支援センター事業 地域で障がい者に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活への支援	市設置承認	市全域 (市内2か所)
こども	地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを実施	市委託 ※一部直営あり	市全域 (子育てサロン： 市内5か所) (地域子育て支援センター：市内14か所)
生活困窮 (地域福祉)	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図る。	市直営	市内全域



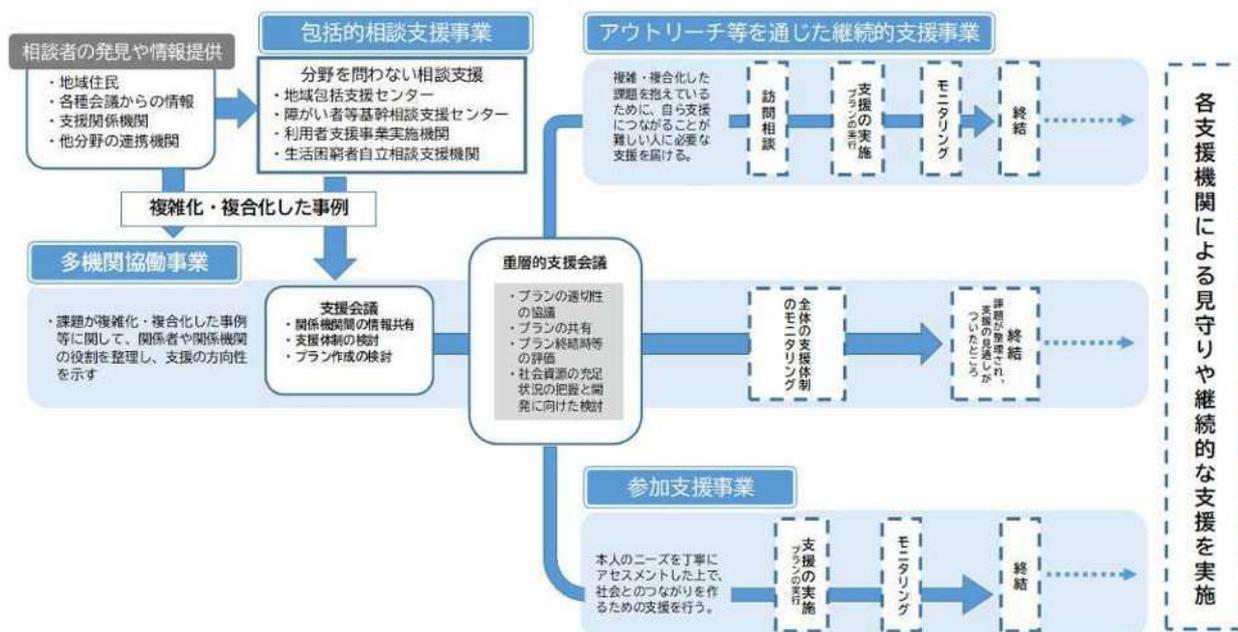
重層的支援会議の体制

○重層的支援会議・支援会議の流れ

各相談窓口で受け止めた相談に、複雑化・複合化した課題があり、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎます。

多機関協働事業では、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行うため、まず、支援に関わる実務者を招集し、情報共有や支援体制の検討などを行う支援会議を開催します。会議の中で、各機関の役割分担や支援目標・方向性をプランに位置づけて整理する必要がある場合は、本人同意を得た上で、支援プランを作成し、重層的支援会議でプランの適切性を協議します。

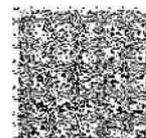
プラン策定後は、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業や参加支援事業など、プランに位置づけられた支援を行います。



○連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、庁内連携会議を設け、包括的な支援体制に関する事項を中心に、各事業の推進に関する検討を行います。

個別支援については、重層的支援会議・支援会議を活用し、適切な支援につなげています。



【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

基本方針3-1 福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり

目指す姿

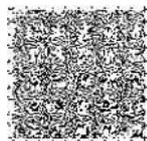
福祉を取り巻く環境の変化やニーズの高まり・多様化に応じて、福祉サービスの質がさらに向上し、サービスに関する情報提供が充実している。

現状・これまでの主な取り組み

- 本市では、広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて、福祉サービスや相談窓口の周知に取り組んできました。近年ではSNSを活用した、情報発信にも取り組んでいます。
- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
- 多言語による情報発信や、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の推進など、誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実を図ってきました。
- 指導監査の実施や第三者評価の活用により、提供する福祉サービスの質の向上に努めてきました。

課題

- ◆ 支援を必要とする人に必要な情報を提供することが必要です。
 - ・「誰もが必要としている情報を入手できているか」については、「あまりできていない」「ほとんどできていない」の合計が50.5%と過半数を占めています。そのため、多種多様な情報提供ツールを活用することで、市民が必要な情報を必要とときに取得できる仕組みをつくる必要があります。
- ◆ 地域福祉の担い手に対しても情報提供が必要です。
 - ・「地域福祉を担う主体に対して、市役所・社会福祉協議会はどのような支援をすればいいか」という質問に対して、「活動上必要な情報の提供」と回答した割合が、55.0%と最も高い回答割合を占めています。そのため、地域福祉活動に関する情報を集約するとともに、「見える化」していく必要があります。
- ◆ さらなる福祉サービスの質の向上が必要です。
 - ・「サービスの質の確保や苦情解決の仕組みにより質の高い福祉サービスを受けられているか」では、「できている」、「ある程度できている」と回答した割合が30.7%、また、団体アンケートでは38.0%と過半数を下回っており、サービスの質の向上が必要です。



活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
社会資源情報を「見える化」する仕組みの構築 生活課題への相談窓口や地域で活躍する住民主体の福祉活動といった社会資源情報を発信する仕組みの構築・運用を目指します。	—	検討・実施

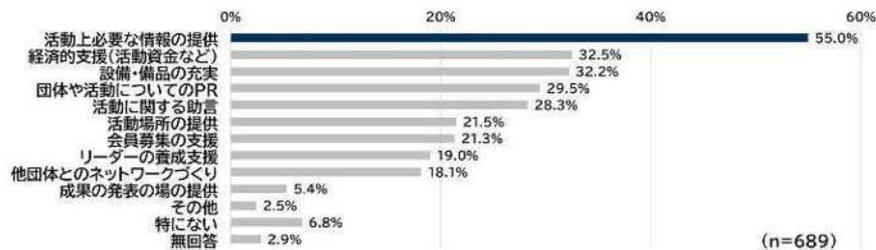
■情報発信の方法について、約5割の方が、必要としている情報を入手できていないと回答

【(点字や要約筆記など)誰もが必要としている情報を入手できているか】(市民アンケート)



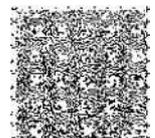
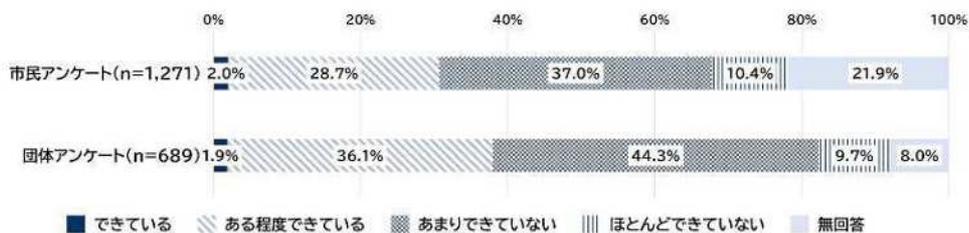
■市役所・社会福祉協議会に期待する支援で最も多かったのは「活動上必要な情報の提供」と回答

【市役所・社会福祉協議会に期待する支援】(団体アンケート)



■サービスの質の確保や苦情解決の仕組みについて、半数以上の方が質の高い福祉サービスを受けられていないと回答

【サービスの質の確保や苦情解決の仕組みにより質の高い福祉サービスを受けられているか】(市民・団体アンケート)



施策3-1-1

必要な情報を届けるための情報発信の充実

○ 施策の方向性

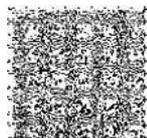
- 支援を必要とする人が、必要としている情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ります。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政や地域の団体が発信する情報への関心をもち、必要なときに自ら活用できるようにしましょう。 ・ 自分に合った情報の入手手段（広報紙、SNSなど）を把握し、継続的に情報を受け取れるようにしましょう。 ・ 手話や要約筆記など、様々なコミュニケーション方法を理解しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報入手が困難な人に対し、必要な情報を提供しましょう。 ・ 福祉、子育てなどに役立つ情報を地域へ発信しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰でも必要な福祉サービスに関する情報が得られるよう、「広報こしがや」や市のホームページ、各分野で作成する冊子など、多様な媒体を活用します。 ・ 高齢者や障がい者、外国人など、情報収集や意思疎通が困難な方への情報発信を充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

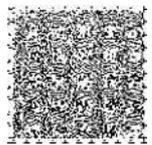
取り組み	内容
広報媒体などの積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報こしがや、市のホームページ、各種行事などを通じての福祉に関する啓発・広報活動の実施 ・ 様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動の実施
誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者や要約筆記者などの派遣や養成などの実施 ・ 多言語による情報発信（コシガヤメッセンジャー） ・ こしがや子育てネットを通じた子育て情報の提供



ガイド

越谷市で発行しているパンフレット

<p>あんしん介護保険 (介護保険課)</p> <p>要介護認定の手続きをはじめ介護保険サービスの内容、利用者の費用負担を軽減するための制度や各地域包括支援センターなどを紹介する冊子です。</p> 	<p>認知症支援ガイドブック (地域包括ケア課)</p> <p>日常生活の中で、認知症が疑われたときなど、早期に相談先をみつけ、適切な医療・介護サービスなどを受けられるようにするために、変化していく状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)を示す冊子です。</p> 	<p>越谷きらきらポイント (高齢福祉課)</p> <p>スマートフォンアプリを使って、歩いたり、脳トレしたり、市のイベントに参加したりすることで、健康づくりをしながらポイントをとめることができる事業の冊子です。</p> 
<p>こしがや子育てガイドブック (こども政策課)</p> <p>越谷市の行政情報や様々な子育てに関する情報を年齢ごとに集約し、より活用しやすくまとめた情報誌です。また、パソコンやタブレット、スマートフォンなどでもご覧いただける電子書籍での発行もしています。</p> 	<p>保育施設・幼稚園等のご案内 (保育支援課)</p> <p>保育施設や幼稚園などの利用申込手続きや必要書類、保育サービスを紹介しています。</p> 	<p>越谷市の障がい者福祉ガイド (障害福祉課)</p> <p>障がいのある方が必要な情報を迅速に得られるように作成した越谷市の障がい者福祉に関する総合案内書です。表裏表紙と目次のページに音声コード「Uni-Voice」(ユニボイス)が印刷されています。</p> 
<p>広げよう心のバリアフリー (障害福祉課)</p> <p>社会から障がいを理由とする差別をなくすためには、すべての人が障がいへの理解を深めることが必要です。本書では、様々な障がいなどの特性や、障がいにかかわるマーク、手話などを紹介しています。</p> 	<p>障がいのある人への虐待をなくすために (障害福祉課)</p> <p>虐待によって、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることのないよう、地域で協力して虐待を防止する必要があります。本書では、障害者虐待防止法の概要や、虐待の種類、相談窓口などを紹介しています。</p> 	<p>手話いいね!! (障害福祉課)</p> <p>より多くの市民に手話や手話を使う方を知っていただくため、簡単な手話での表現や聴覚に障がいのある方の生活、手話以外のコミュニケーション方法、手話の関係団体や手話サークルなどを紹介しています。</p> 
<p>生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド (生涯学習課)</p> <p>市内の公共施設などで活動している『教育、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション』などの各種団体を分野別に掲載している生涯学習情報誌です。(2年に1度、奇数年度に発行しています)</p> 	<p>生涯学習リーダーバンク (生涯学習課)</p> <p>『芸術・文化、家庭生活・趣味、スポーツ・レクリエーション』などの生涯学習に関する講師や指導者を分野別に掲載している生涯学習情報誌です。(2年に1度、偶数年度に発行しています)</p> 	<p>住まいの終活ノート (建築住宅課)</p> <p>空き家予防の取り組みのひとつとして、所有者の気持ちを早いうちから整理し、相続などについて家族で話し始めるきっかけとするため、住まいに重点を置いたエンディングノートとしてご活用ください。</p> 



施策3-1-2

福祉サービスの質の向上

○ 施策の方向性

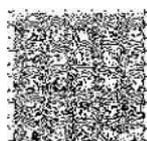
- 質の高い福祉サービスを安心して利用者が受けられるよう、監査や第三者評価などを活用した質の確保や、苦情解決のための仕組みの充実を図ります。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度についての理解を深め、福祉保健サービスの利用において苦情などがある場合、必要に応じて適正に利用しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は第三者評価の受審により、サービスの質の向上を図りましょう。 ・ 利用者が適切にサービスを選択できるよう、必要な情報を開示しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査や第三者評価などを活用し、福祉サービスの質の向上を図ります。 ・ 苦情解決のための仕組みを充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
福祉サービスの質の確保と向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設・事業所への指導監査の実施 ・ 第三者評価システムや外部評価の活用促進 ・ 介護相談窓口や介護サービス相談員の充実 ・ 保育所などの質の確保・向上のための取り組み強化事業
苦情を解決する仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設などにおける苦情解決制度の活用促進 ・ 福祉保健オンブズパーソン制度の推進



コラム



□ 手話通訳者や要約筆記者等の派遣

聴覚や言語機能に障がいのある方に対し、専門知識を有する手話通訳者や要約筆記者を派遣するコミュニケーション支援事業を実施しています。

派遣を希望する場合は、事前に申請が必要となります。



※手話通訳者及び要約筆記者の利用については、市ホームページをご確認ください。

HP 番号：8610



コラム

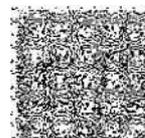


□ 福祉サービス第三者評価

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。福祉サービスの質の向上を図るきっかけとなる仕組みです。

特別養護老人ホーム、保育所、障がい者の生活介護等、福祉サービス全般が対象です。評価の結果は、事業所の同意のもと埼玉県ホームページで公表されます。

※第三者評価については、埼玉県ホームページをご確認ください。



【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

基本方針3-2 福祉のまちづくり

目指す姿

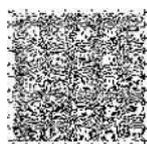
- 地域住民が安全に安心して住み続けられるよう、「福祉のまちづくり」が推進され、防犯・防災、公共交通、居住・就労など、多種多様な分野において、福祉の視点が行き届いている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 防犯・防災については、高齢者や障がい者、こどもなど支援が必要な人が、犯罪被害や災害で困ることがないように、地域力を活かした防犯・防災対策の促進を図るため、青色防犯パトロールの実施や自主防災組織への活動支援、障がい者災害時支援バンドナの配布などに取り組んできました。
- 公共交通については、誰もが生活しやすい環境を整備するため、持続可能な公共交通ネットワークの形成やノンステップバスの導入促進、歩道や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進してきました。
- 居住支援については、単身高齢者の増加や持家率低下などの住まいの課題を受け、令和7年4月から生活困窮者自立支援法が一部改正され、福祉と住宅の連携強化による居住支援を実施していくことが明確化されました。
- 誰もが自分らしく働くことができるよう、若年者や高齢者、障がい者、生活保護受給者などに対する多様な就労支援を展開し、就業前後の切れ目ない支援体制の整備を進めています。

○ 課題

- ◆ 災害に対応するための体制整備と互助意識の醸成が必要です。
 - ・防犯・防災対策について、「できている」「ある程度できている」と肯定的な回答は34.2%にとどまり、「あまりできていない」「ほとんどできていない」と否定的な回答が45.7%と上回りました。今後は、地域のつながりや支え合いを活かした防犯・防災対策の充実が求められます。
- ◆ 公共交通ネットワークの維持・充実と利用促進が必要です
 - ・公共交通機関、特に路線バスについては全国的にバス乗務員の不足で、路線の減便、廃止が進んでおり、本市においても例外でない状況です。
 - ・建物のバリアフリー化や、バスなどの公共交通の充実について、肯定的な回答は36.2%にとどまり、否定的な回答の47.9%を下回りました。バリアフリー化や公共交通の充実など、誰もが暮らしやすい環境づくりの推進が求められます。



活動指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域防災リーダーの養成講座参加者数 地域防災リーダー養成講座の参加者数の増加を目指します。	累計878人	累計1,400人
自主防犯活動団体数 市内の自主防犯活動団体数の増加を目指します。	累計259団体	累計280団体
越谷げんき de MaaS登録者数 越谷げんき de MaaS登録者数の増加を目指します。	—	累計35,000人
セーフティネット住宅登録戸数 高齢者、低額所得者、障がい者、被災者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅登録戸数の増加を目指します。	累計2,271戸	累計2,700戸
就職相談件数 若年者、就職氷河期世代、女性及びシニア世代の就職相談件数の増加を目指します。	累計1,204件	累計3,300件

■ 「地域のつながりや支え合いの力を活かした防犯や防災対策」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約34%



■ 「建物のバリアフリー化や、バス等の公共交通の充実など、生活しやすいまちがつけられている」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約36%



施策3-2-1

地域力を活かした防犯・防災対策の推進

○ 施策の方向性

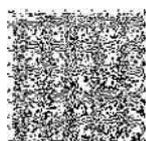
- 地域住民が安全に安心して暮らせるよう、防犯・防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主的な防犯・防災活動を行っている団体などへの支援を推進します。

○ 各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防犯・防災活動団体の取り組みを理解し、積極的に参加しましょう。 ・ 障がい者災害時支援バンダナといった目印やヘルプカードなどの緊急連絡先が把握できるものを携帯するなど、日頃から防災への意識を高め、自分の安全を守るための備えを進めましょう。 ・ こども達を見守る「ながら見守り」といった、日常生活に防犯の視点を取り入れた活動への理解を深め、活動に参加しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織や自治会においては、災害時の地域住民の安否確認、要配慮者への支援、避難誘導、避難所運営などの地域防災活動の中核的な役割を發揮しましょう。 ・ 社会福祉法人による、災害時の要配慮者の受け入れ、福祉避難所における専門的な支援やケアを提供しましょう。 ・ 自主防犯団体や防犯パトロールアドバイザーによる、啓発活動などを通じた、住民一人ひとりの防犯意識の普及啓発を図りましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯・防災意識を醸成します。 ・ 地域の自主的な防犯・防災活動団体を支援します。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
防犯・防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援制度の促進 ・ 障がい者災害時支援バンダナの周知・啓発 ・ 青少年指導員への活動支援 ・ 防災訓練や防災講座の実施 ・ 消防団活動による地域防災力の向上
地域の自主的な防犯・防災活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織への活動支援 ・ 災害情報を伝達する仕組みの充実 ・ 福祉避難所の体制整備 ・ 地域の防犯活動への支援



施策3-2-2

生活しやすい環境づくりの推進

○ 施策の方向性

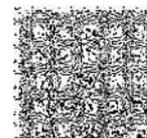
- 誰もが生活しやすい環境を整備するため、まちのユニバーサルデザイン化や利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成、移動に困難がある人への外出支援を推進します。

○ 各主体とともに進める役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくりましょう。 ・ 「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の向上を図り、日常生活の中で公共交通機関を積極的に利用しましょう。 ・ 外出に不安がある場合は、外出支援などの制度を活用しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、妊婦をはじめ、誰もが快適に路線バスを利用するためのノンステップバス導入を促進しましょう。 ・ 運転士不足への対応として、運転士の積極的な募集及び育成を推進しましょう。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちのユニバーサルデザイン化を推進します。 ・ 利便性が高く持続可能な公共交通を形成します。 ・ 移動に困難がある人の外出支援を充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
まちのユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ 駅ホームドアの設置促進 ・ ノンステップバスの導入促進 ・ 交通安全施設整備事業の実施
利便性が高く持続可能な公共交通の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通サービスに関わる情報発信や利用方法の普及 ・ 新たなモビリティサービスの活用による誰もが利用しやすい持続可能な交通ネットワークの形成
移動に困難がある人の外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉有償運送や生活サポート事業の利用促進 ・ 障がい者などへの移動支援、ガイドヘルパー派遣事業などの充実



施策3-2-3

住まいや仕事に関する支援の強化・充実

○ 施策の方向性

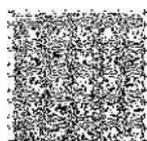
- 生活を営む上で欠かすことができない「住まい」と「仕事」に関する支援を強化・充実させ、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

○ 各主体とともに進める役割

主体	期待される役割・取り組み
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいについて困りごとがあれば、各種相談窓口を活用しましょう。 ・就労の選択肢を広げていくために、職業訓練やスキルアップの機会を積極的に活用しましょう。
互助・共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の所有者や不動産事業者による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅に登録しましょう。 ・多様な就労ニーズに対応するため、地域の事業者や団体と連携し、働き方や雇用の受け入れ方について柔軟に考える機会を持ちましょう。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して住み続けるための居住支援を強化します。 ・多様なニーズに応じた就労支援を充実させます。

○ 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域で安心して住み続けるための居住支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「住まいの総合相談窓口」による相談支援の実施 ・セーフティネット住宅制度の推進 ・空き家など対策の促進 ・サービス付き高齢者向け住宅の充実 ・住宅型有料老人ホームの充実 ・住宅改修の推進 ・グループホームの整備促進
多様なニーズに応じた就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナーの実施 ・シルバー人材センターへの支援 ・若年者など就職支援事業の推進 ・内職相談・労働相談の実施 ・生活保護受給者などに対する就労（準備）支援事業の充実 ・障害者就労支援事業の充実 ・農福連携の検討



コラム



□ 避難行動要支援者支援制度

災害時、高齢者や障がい者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の支援が重要です。

要支援者の名簿を作成し、自治会や民生委員などと情報を共有する制度により、地域の方々が主体となって避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行います。

コラム



□ 越谷げんき de Maas

バス、タクシー、鉄道、シェアサイクルなど、複数の交通手段を組み合わせた最適な経路検索機能を備えたWEBサービスを、75歳以上の方を対象としたバス・タクシーのキャッシュレス運賃補助と組み合わせて提供します。

これにより、高齢者の外出機会を増やすとともに、公共交通の利用促進を目指しています。

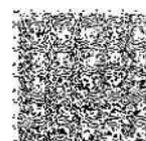


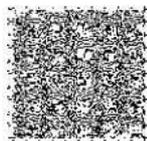
コラム



□ 住まいの総合相談窓口

令和7年4月より、自立相談支援機関に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する総合的な相談対応や入居前から入居後までの一貫した支援を行う「地域居住支援事業」を実施しています。

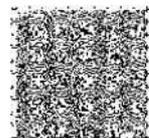




第5章 計画を推進するために



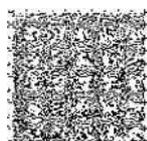
この章では
計画の進捗を適正に管理
するための指標や評価方法など
を説明しています。



1 計画の進捗状況を図る指標について

第4次計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本目標と、7つの基本方針、15の施策を掲げ体系化し、施策を推進していくこととしています。計画を着実に実行していくため、基本方針の達成度合いを図る「達成指標」を設けています。

基本目標	達成指標		基本方針	活動指標			
	指標名			指標名	現状値(R6)	目標値(R12)	
I	指標名		1-1	福祉SOSゲーム研修会の実施件数	累計34件	累計100件	
	地域活動に参加している市民の割合			認知症サポーター養成数	55,882人	67,000人	
	現状値(R7)	目標値(R12)		地域福祉活動に携わる団体数	630団体	660団体	
	49%	60%		老人福祉センターの利用者数	年間238,468人	年間300,000人	
II	指標名		1-2	「こどもの居場所」の数	21か所	29か所	
	困りごとを相談できる相手がいる市民の割合			1-3	地域包括支援ネットワーク協力事業所数	474か所	600か所
	現状値(R7)	目標値(R12)		自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合	100%	100%	
	95%	98%		2-1	子どもの学習・生活支援事業参加率	32.8%	40%
III	指標名		2-2	重層的支援に係る会議の開催数	年間14回	年間18回	
	定住したいと思う市民の割合			地域包括支援センターへの新規相談件数	年間3,863件	年間4,700件	
	現状値(R7)	目標値(R12)		民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数	年間106.8日	年間120日	
	77.6%	82%		障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	54.3%(R7)	100%	
		3-1	社会資源情報を「見える化」する仕組みの構築	—	検討・実施		
		3-2	地域防災リーダーの養成講座参加者数	累計878人	累計1,400人		
			自主防犯活動団体数	累計259団体	累計280団体		
			越谷げんき de MaaS登録者数	—	累計35,000人		
			セーフティネット住宅登録戸数	累計2,271戸	累計2,700戸		
			就職相談件数	累計1,204件	累計3,300件		

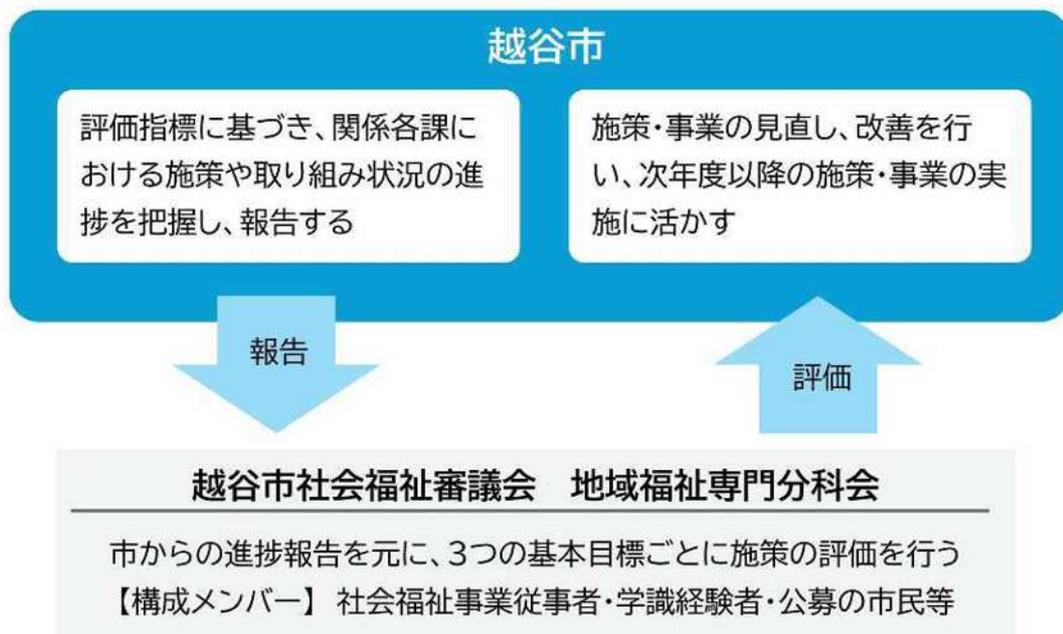


2 計画の進行管理・評価

市は、毎年度関係各課における評価指標に基づいた施策や取り組み状況の進捗を把握し、越谷市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会へ報告します。分科会では、市からの進捗状況の報告を踏まえ、計画の進捗状況を把握し進行管理を行うため、3つの基本目標ごとに施策の評価を行います。市はその評価を踏まえ、施策・事業の見直し、改善を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

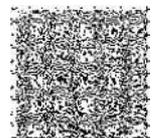
また、本市の動向及び社会経済情勢や福祉環境などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

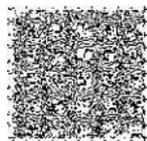
なお、計画の進行管理や評価の状況については、ホームページなどを通じて、市民に周知・公表します。



計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施するため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、状況に応じて新たな課題への対応などについて検討を行います。

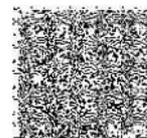
PDCAサイクル…
【P計画】→【D実行】→【C評価】→【A改善】を繰り返すことによって、取り組みの継続改善を図ること。





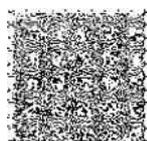
資料編

計画の策定経過や策定体系、及び
計画で参照したデータなどを紹介
します。

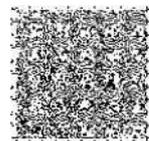
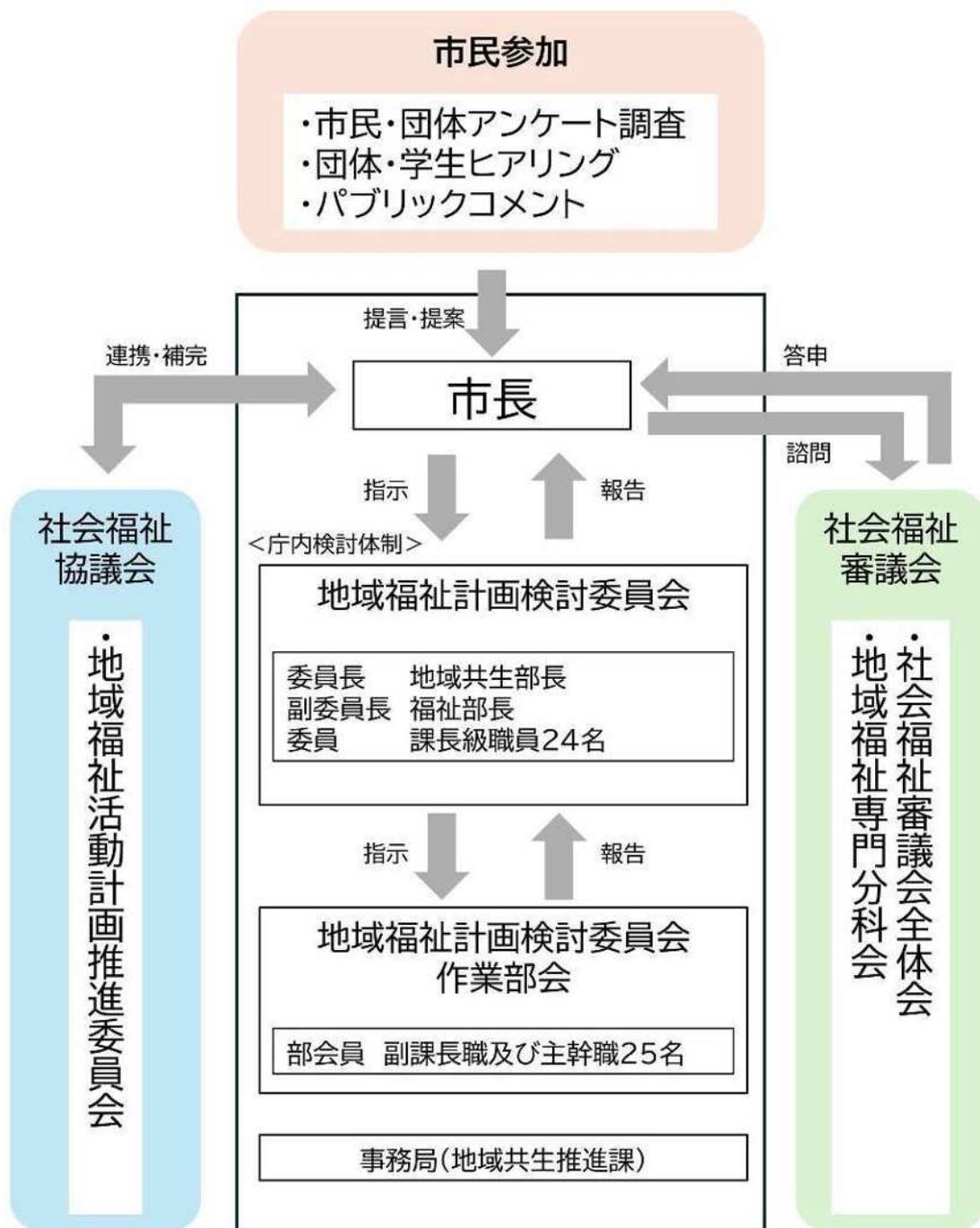


1 越谷市地域福祉計画 策定経過

年月	審議会	市民参加	庁内
令和6年(2024年) 3月			令和5年度第4回政策会議 (3/26)
令和6年(2024年) 5月	令和6年度第1回全体会 (5/31)		第1回検討委員会・作業部会 合同会議(5/17)
令和6年(2024年) 7月		市民アンケート調査 (7/24~8/13)	
令和6年(2024年) 8月	令和6年度第1回分科会 (8/1)		
令和6年(2024年) 9月		団体ヒアリング (9/13~10/3) 学生ヒアリング (9/13・9/26)	
令和6年(2024年) 10月			第2回作業部会(10/25)
令和6年(2024年) 11月	令和6年度第2回分科会 (11/29)		第2回検討委員会(11/5)
令和7年(2025年) 1月	令和6年度第3回分科会 (1/31)		第3回作業部会(1/21) 第3回検討委員会(1/23)
令和7年(2025年) 5月	令和7年度第1回全体会 (5/28)		
令和7年(2025年) 6月			第4回作業部会(6/25)
令和7年(2025年) 7月			第4回検討委員会(7/10)
令和7年(2025年) 8月	令和7年度第1回分科会 (8/4)		第5回作業部会(8/28)
令和7年(2025年) 9月			第5回検討委員会(9/24)
令和7年(2025年) 10月	令和7年度第2回分科会 (10/1)		令和7年度第5回政策会議 (10/10)
令和7年(2025年) 11月		地域福祉計画(素案) パブリックコメント (11/5~12/5)	
令和8年(2026年) 1月			第6回作業部会(1/21) 第6回検討委員会(1/29)
令和8年(2026年) 2月	令和7年度第3回分科会 (2/12)		
令和8年(2026年) 3月	全大会・答申式(3/25)		



2 計画策定体系



3 越谷市社会福祉審議会

1)越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 認定こども園に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

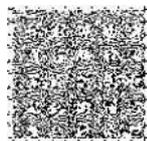
3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第 8 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第 9 条 第 5 条及び第 6 条の規定は、第 7 条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

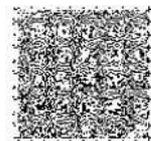
(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成 13 年条例第 25 号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成 18 年条例第 6 号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 30 年条例第 71 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 41 号)抄

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 5 号)抄

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2)越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

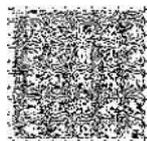
2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。



(会議の通知)

第4条 委員長は、条例第6条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第7条 第4条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
- (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第9号)抄

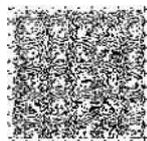
(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。



3)越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	選出母体(役職)	備考
永 福 徹	越谷市社会福祉協議会	
松 本 實	越谷市私立保育園・認定こども園協会	
高 野 雅 美	越谷市手をつなぐ育成会	
黒 田 幸 英	越谷市民生委員・児童委員協議会	
中 村 明	越谷市コミュニティ推進協議会	
幸 田 勉	越谷市自治会連合会	
桑 原 礼 子	やまびこ家族会	
横 井 雄 一 郎	越谷市PTA連合会	
川 島 衛	越谷地区保護司会越谷市部会	
会 田 眞 理 子	越谷市ボランティア連絡会	
中 村 幸 弘	越谷市薬剤師会	
田 村 慎 治	越谷市老人クラブ連合会	
高 島 恭 子	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科	分科会長
大 島 隆 代	文教大学人間科学部人間科学科	副分科会長
駒 崎 美 佐 子	公募委員	
渡 辺 静 代	公募委員	
谷 塚 祥 子	公募委員	
飛 田 俊 子	公募委員	



5) 諮問答申

【諮問】

越 福 総 第 4 2 号

令和6年(2024年)5月31日

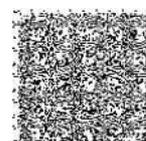
越谷市社会福祉審議会

委員長 小 澤 昭 彦 様

越谷市長 福 田 晃

第4次越谷市地域福祉計画の策定について（諮問）

第4次越谷市地域福祉計画の策定について、委員の皆様よりご意見を賜りたく、社会福祉法第107条及び越谷市社会福祉審議会条例第2条の規定により諮問いたします。



【答申】

(案)

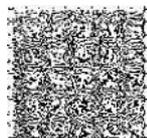
令和8年(2026年)3月25日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市社会福祉審議会
委員長 小澤 昭彦

第4次越谷市地域福祉計画の策定について（答申）

令和6年5月31日付け越福推第42号で諮問のあったことについて、別添
のとおり答申します。



(案)

答申

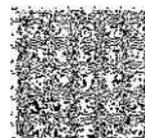
本市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次越谷市地域福祉計画」において、将来像に掲げた「地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～」の実現に向け、取り組みを進めてきました。

当審議会においては、現行計画で位置づけられた主要施策にかかる各事業の進捗等を確認してまいりました。その結果、重点事業をはじめとした各種取り組みの推進により、地域福祉力の向上が図られるとともに、複合化・複雑化した生活課題に対応するための包括的な支援体制の構築は、着実に進んでいるものと認識しています。

一方、我が国においては、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域や家族のつながりが希薄化しています。また、虐待、貧困、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった複雑化・複合化した生活課題も顕在化しています。こうした状況下、本市においても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えた、地域共生社会の実現を目指した取り組みが、今後より一層重要であると考えます。

当審議会では、計画の策定にあたり、地域共生社会の実現に向けた方向性、ならびに市民・事業者・行政等の役割分担や連携のあり方を示すことを基本的な考え方とし、審議を重ねてまいりました。その結果、第3次計画を継承しつつ、基本理念に越谷市福祉憲章の表現を取り入れた「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する」と決めました。この理念の実現に向けた3つの基本目標と7つの基本方針を掲げ、別冊のとおり「第4次越谷市地域福祉計画(案)」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

令和8年度からの計画の実施にあたっては、本答申の趣旨や審議会において出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市の地域福祉がより一層推進されることを望みます。



4 越谷市地域福祉計画検討委員会

1) 第4次越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

令和6年3月29日
市長決裁

(設置)

第1条 第4次越谷市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定のため、第4次越谷市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)地域福祉計画の策定に関すること。

(2)その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

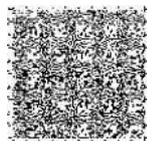
2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長職及び主幹職にある者をもって充てる。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は地域共生部地域共生推進課管理職、副部会長は福祉部福祉総務課管理職の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。



(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、地域共生部地域共生推進課において処理する。(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員

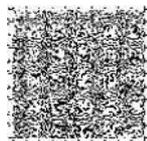
役職	職名
委員長	地域共生部長
副委員長	福祉部長
委員	危機管理室長
委員	市長公室人権・男女共同参画推進課長
委員	総合政策部政策課長
委員	市民協働部市民活動支援課長
委員	市民協働部くらし安心課長
委員	福祉部福祉総務課長
委員	福祉部生活福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	地域共生部地域共生推進課長
委員	地域共生部地域包括ケア課長
委員	地域共生部介護保険課長
委員	子ども家庭部子ども施策推進課長
委員	子ども家庭部子ども福祉課長
委員	子ども家庭部こども家庭センター長
委員	子ども家庭部保育入所課長
委員	子ども家庭部保育施設課長
委員	子ども家庭部青少年課長
委員	保健医療部健康づくり推進課長
委員	保健医療部保健総務課こころの健康支援室長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	都市整備部建築住宅課長
委員	教育総務部生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長
委員	学校教育部教育センター所長



別表第2(第6条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員

役職	課所名
部会長	地域共生部地域共生推進課
副部会長	福祉部福祉総務課
部会員	危機管理室
部会員	市長公室人権・男女共同参画推進課
部会員	総合政策部政策課
部会員	市民協働部市民活動支援課
部会員	市民協働部くらし安心課
部会員	福祉部福祉総務課
部会員	福祉部生活福祉課
部会員	福祉部障害福祉課
部会員	地域共生部地域包括ケア課
部会員	地域共生部介護保険課
部会員	子ども家庭部子ども施策推進課
部会員	子ども家庭部子ども福祉課
部会員	子ども家庭部こども家庭センター
部会員	子ども家庭部保育入所課
部会員	子ども家庭部保育施設課
部会員	子ども家庭部青少年課
部会員	保健医療部健康づくり推進課
部会員	保健医療部保健総務課こころの健康支援室
部会員	都市整備部都市計画課
部会員	都市整備部建築住宅課
部会員	教育総務部生涯学習課
部会員	学校教育部指導課
部会員	学校教育部教育センター



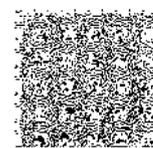
5 市民参加の取組

1)市民アンケート調査

- ①調査手法
- (1) 調査対象 : 市内在住16歳以上の市民
 - (2) 調査方法 : 郵送配付・郵送または WEB 回答
 - (3) 対象者数 : 3,000 人
 - (4) 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
 - (5) 調査期間 : 令和 6 年 7 月 24 日～8 月 13 日
 - (6) 回収率 : 42.4%(1,271 件/3,000 件)
- ②調査項目 【全 27 問】
- (1) 基礎的事項(属性等) (問1～6)
 - (2) 地域とのつながりや地域活動について (問7～12)
 - (3) ボランティア・NPO 活動について (問13～14)
 - (4) 地域生活における不安や悩み・相談窓口について (問15～20)
 - (5) 成年後見制度に関して (問 21～23)
 - (6) 再犯防止に関して (問24～25)
 - (7) 越谷市の地域福祉全般について (問26～27)

③調査結果の概要

項目	調査概要
近所とのつきあいについて	・近所とのつきあいは「あいさつをする程度」、「立ち話をする程度」が多い。 ・近所づきあいが無い理由は「日中、仕事などで家にいないので知り合う機会がない」、「付き合いをはじめるきっかけがない」が多い。 ・近所とのつきあいの希望は「災害や急病など、いざという時に助けあえるような付き合い」が最も多い。
ボランティア・NPO 活動について	・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「単発・短時間で参加できる活動を増やす」が最も多い。
孤独や孤立の状況	・普段の生活で孤独や孤立を感じる要因は「一人暮らし」が最も多く、次いで「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が多い。
行政からの情報発信について	・行政からの情報・お知らせを知るために希望する媒体や手段は「越谷市公式ホームページ」「市の広報」が多い。
成年後見制度に関して	・利用しやすくするために必要なことは、「制度について内容を知る機会が充実すること」「利用するための手続きがわかりやすくなること」が多い。
再犯防止に関して	・力を入れていくべき施策は「警察署など関係機関との連携」が多い。



2) 団体・企業アンケート調査

① 調査手法

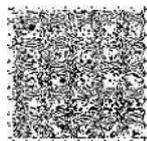
- (1) 調査対象 : 地域で活動する団体・企業
 (2) 調査方法 : 郵送配付・郵送または WEB 回答
 (3) 対象団体数 : 915 団体
 (4) 調査期間 : 令和 6 年 7 月 24 日～8 月 13 日
 (5) 回収率 : 76.0%(696 件/915 件)

② 調査項目【全 17 問】

- (1) 基礎的事項(属性等) (問1～2)
 (2) 地域活動状況について (問3～8)
 (3) 活動上の課題や他団体等との連携について (問9～12)
 (4) 地域福祉や地域活動の活性等について (問13～17)

③ 調査結果の概要

項目	調査概要
団体アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の課題として、スタッフの不足や、スタッフの活動意欲の維持が挙げられる。 ・活動を通して市民から受けたことがある相談の内容は「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」が多い。 ・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「一人で気兼ねなく参加できる機会を増やす」が多い。 ・市役所・社会福祉協議会に期待する支援は、「活動上必要な情報の提供」が多い。
企業アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の課題として、「他団体や事例等の情報不足」「支援を必要とする人の情報不足」が挙げられる。 ・活動を通して市民から受けたことがある相談の内容は「経済的に困窮している」「子育て・育児で悩みを抱えている」が多い ・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「身近な地域(自宅の近く等)で活動に参加できる機会を増やす」「学校教育の一環として地域活動やボランティア活動を活発に行う」が多い。 ・市役所・社会福祉協議会に期待する支援は、「活動上必要な情報の提供」が多い。



3) 団体ヒアリング

① 調査手法

- (1) 対象団体 : 地域で活動する団体
- (2) 実施方法 : 対面による意見交換
- (3) 対象団体数 : 39団体
- (4) 調査時期 : 令和6年9月～10月

② 当日のプログラム

- 1 はじめに(本日の目的)
- 2 第4次越谷市地域福祉計画について
- 3 アンケートの結果一部紹介
- 4 意見交換
テーマ①「地域での活動を行う上で、連携・協力関係がある団体や組織」
テーマ②「今後連携・協力関係を深めたい団体や組織」
テーマ③「地域の中での困りごと等の相談を受けて、相談を解決するために必要と感じた(あったらいいなと感じた)もの」

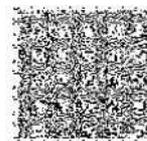
4) 学生ヒアリング

① 調査手法

- (1) 対象団体 : 埼玉東萌短期大学・埼玉県立大学・文教大学
- (2) 実施方法 : 対面によるワークショップ形式
- (3) 調査時期 : 令和6年9月13日・令和6年9月26日

② 当日のプログラム

埼玉東萌短期大学	埼玉県立大学・文教大学
1 はじめに(本日の目的)	1 はじめに(本日の目的)
2 第4次越谷市地域福祉計画について	2 越谷市について
3 市内の大学生による地域活動・ボランティア活動のご紹介	3 第4次越谷市地域福祉計画について
4 アンケートの結果紹介	4 市内の大学生による地域活動・ボランティア活動のご紹介
5 意見交換(グループワーク) テーマ①「地域やボランティア団体、NPOなどで活動したこと、ある？」 テーマ②「どんなきっかけや条件があれば、活動を楽しめそう?(参加できそう?)」	5 アンケートの結果(速報版)紹介 6 意見交換(グループワーク) テーマ①「～これまで・今・ミライ…自分にとって支えやサポートになったもの、ミライにあったらいいなとおもうこと」 テーマ②「地域やボランティア・NPOでの活動について」
(約30分)	(約2時間)



5)パブリックコメント

①実施概要

- (1) 意見募集期間 : 令和7年11月5日～令和7年12月5日
- (2) 周知方法 : 市ホームページへの情報掲載、広報こしがや11月号への記事掲載、越谷 city メールによる周知
- (3) 意見提出方法 : 各施設に設置した意見箱への投函、郵送、FAX、電子メール、電子申請
- (4) 意見箱設置場所 : 全15か所(市役所地域共生推進課窓口、情報公開センター、各地区センター(13か所))
- (5) 意見数 : 意見提出者数:3人、意見数:5件
(意見箱1人、電子メール1人、電子申請1人)

②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること					
「第1章 計画の概要」に関すること	2	2			
「第2章 現状と課題」に関すること	1		1		
「第3章 計画の方向性」に関すること					
「第4章 施策の展開」に関すること	2		1	1	
「第5章 計画を推進するために」に関すること					
合計	5	2	2	1	

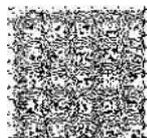
<市の考え方の区分>

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します。

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています。

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします。

D:その他



6 関係法令

1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）

第一章 総則

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

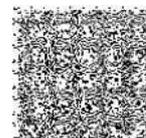
（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備



(包括的な支援体制の整備)

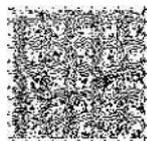
第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

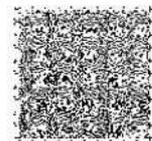
(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業



- 二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - 二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。



5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

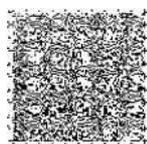
第六六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第六六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

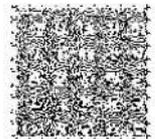
一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。



3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）（抜粋）

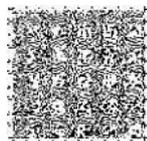
生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

貴職におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいただくようご配慮いただくとともに、都道府県においては、市町村地域福祉計画の策定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

（別添）生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。
2. 生活困窮者の把握等に関する事項 本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項 相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。
4. その他の留意事項等



4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

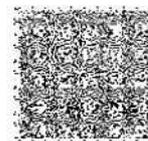
第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



7 用語集

※〈 〉内の数字は該当ページ数（複数回使用している場合は、その最初のページ）

【A-Z・数字】

ACP（人生会議）〈44〉

「Advance Care Planning」の略。もしもの時に、自分が望む医療やケアを受けるために、本人、家族、医療・ケアチームと元気なうちから繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。

DV 〈48〉

「Domestic Violence」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配・コントロールしようとする行為。殴る・蹴るといった「身体的暴力」以外にも、「精神的暴力・モラルハラスメント」、「性的暴力」、「経済的暴力」、こどもに暴力を振るうなどと脅す「こどもを利用した暴力」など、こころとからだを傷つける種類はさまざまな暴力がある。

NPO 〈36〉

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

PTA 〈40〉

Parent Teacher Associationの略。各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育団体。

SDGs 〈22〉

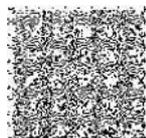
Sustainable Development Goalsの略。2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

SNS 〈19〉

Social Networking Serviceの略。インターネット上で社会的なつながり(Social Network)を築くことができるサービスで、参加者がインターネット上で互いに情報交換したり、コミュニケーションをとることができる。

8050問題 〈2〉

引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになるが、これは「80歳代の親と50歳代のこどもの親子関係での問題」であることから、「8050問題」と呼ばれる。



【あ～か行】

アウトリーチ <16>

外に(アウト)手を差しのべる(リーチ)ことを意味する用語。福祉分野では主に、相談機関や職員などが地域に自ら出向いて、現場や相手と向き合い、相談につながらない潜在的な困りごとなどに対して、問題解決に向けて取り組むこと。

オレンジカフェ(認知症カフェ) <54>

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などができる場所。

クラウドファンディング <36>

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。特定の事業を実施するために必要な経費をインターネット等を通じて広く不特定多数の者から集める資金調達の仕組みのこと。越谷市での取り組みはP.41を参照。

ゲートキーパー <33>

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

更生保護女性会 <69>

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年少女の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。

こどもまんなか社会 <36>

全てのこども・若者が平等に権利を保障され、自立した個人として心身ともに健やかに成長することができ、将来にわたって幸せに生活することができる社会ビジョン。

コミュニティ推進協議会 <40>

市内全13地区に設置されている、地区コミュニティを構成する団体の相互の連携と協調を図る組織。

【さ行】

自主防災組織 <82>

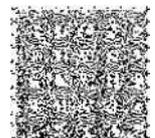
「自分たちのまちは自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、地域の方々が自発的に初期消火、救出救助、給食給水などの防災活動を行う組織。

自治会 <11>

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

児童館 <38>

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。



市民活動支援センター <38>

まちづくりや多文化共生に取り組む方の活動を支援し、推進するための拠点施設。

社会福祉協議会 <42>

社会福祉法に基づき、市町村・都道府県に設置されている「地域福祉の推進」を目的とした福祉団体。地域ボランティアや福祉・保健・医療の関係者との協力により、様々な福祉事業を展開している。

社会福祉法人 <40>

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。

重層的支援体制整備事業 <3>

P. 72 内包計画参照 こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する支援体制を構築するための事業。

障がい者等基幹相談支援センター <12>

年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、障がいに関する一般的な相談業務に加え、他の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言を通じた人材育成の支援、地域の協議会の運営を通じた地域づくりの業務などを行う。

生涯学習リーダー <33>

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境づくりを推進するため、市内外で活動している生涯学習に関する講師・指導者。

食生活改善推進員 <33>

地域の人々とともに食生活を通じて元気で活力ある健康なまちづくりを推進していくボランティアのこと。市内においても保健センターや各地区センター・公民館で料理教室の開催などの活動を行っている。

自立相談支援 <12>

P. 64 内包計画参照。失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などで生活に困窮されている方を支援する事業。

シルバー人材センター <86>

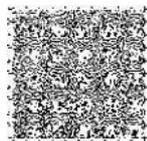
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことをとおして社会に参加することを目的としている。

成年後見制度 <13>

P. 60 内包計画参照。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対し、預貯金の管理などの財産管理や、日常生活に関わる契約などの身上保護を支援する制度。

赤十字奉仕団 <40>

「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人びとによって市区町村ごとに組織されたボランティア団体。



【た～な行】

多文化共生 <32>

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

ダブルケア <2>

育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

男女共同参画支援センター <32>

学習・交流・情報・相談の4つの機能を持つ男女共同参画推進の拠点施設。性別にかかわらず、一人ひとりの考えや生き方が尊重され、さまざまな分野への参画の機会やそれぞれの個性を活かせる場を提供している。

地域共生社会 <3>

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域子育て支援センター <38>

社会全体で子育てを応援するための地域の拠点。子育て講座や子育てサークルの活動支援等を行う。

地域生活支援拠点 <48>

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能として、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。

地域包括支援センター <12>

高齢者に関する総合相談をはじめ、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置されている。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互に連携しながら業務にあたっている。

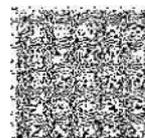
認知症サポーター <31>

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者。認知症の人やその家族をさりげなく気にかける、話を聞いたり相談に乗る、ボランティア活動を行うなど活動内容は人それぞれとなっている。

【は～ま行】

ファミリー・サポートセンター <33>

小学校修了までのこどもを対象とし、こどもの預かりや保育施設までの送迎などを、地域で助け合う子育て支援ネットワークのこと。センターでは、子育ての援助を行いたい「提供会員」と援助を受けたい「利用会員」の連絡調整を行っている。



福祉SOSゲーム <30>

「S:社会資源」、「O:お悩み」、「S:相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載されたマップ」と「様々な困りごとを抱える世帯のケースカード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うための研修ツールのこと。

福祉避難所 <84>

高齢者、障がい者(児)、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所。

福祉保健オンブズパーソン制度 <80>

福祉保健サービスの利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情について、公正・中立な立場で迅速に対処するための仕組み。福祉・保健に関する知識を持つオンブズパーソンがサービス利用者からの苦情申し立てを受け、利用者の権利を守り、より良いサービスの提供をめざす。

フレイル <33>

年齢とともに心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下して、要介護状態に近づくこと。

プレーパーク <38>

通常の公園では禁止されている、穴掘り、木登り、泥んこ遊びや、火を使った遊びなど、自由な発想で様々な遊びを体験できる遊び場のこと。

ヘルプカード <84>

障がいのある方など周囲の手助けが必要な方が、日常生活で困った際や緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード。

保育ステーション <38>

利便性の高い駅前において、就学前のこどもを対象とし、一時預かり、育児相談、子育て講座等を実施している。

保護司 <69>

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える法務大臣からの委嘱を受けた民間のボランティア。P. 68 内包計画を参照。

ボランティアセンター <11>

市民のボランティア活動の相談、調整、支援を行う機関。ボランティア団体等と協力し、福祉体験学習の実施なども行っている。

【や〜わ行】

ユニバーサルデザイン <85>

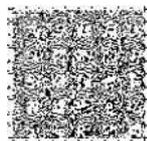
障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのこと。

レスパイトサービス <48>

介護や支援を担う家族等の心身の負担を軽減するため、本人の生活や安全を確保しつつ、一時的に介護・支援を代替することにより、介護者の休息を確保するための援助のこと。

ワンストップ <48>

複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となる支援のこと。



第4次越谷市地域福祉計画

令和8年4月発行

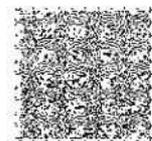
発行 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

URL <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>





こしがや

